

外部評価結果を踏まえた
区の実施について

平成21年2月

新宿区

目 次

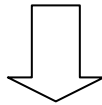
行政評価全体の流れ	1
総合判断の見方	2
施策2：きめこまやかな総合的福祉の推進、施策6：福祉と保健・医療サー ビスなどの総合的展開、施策7：ともにつくる福祉の推進	3
施策5：子育て支援の推進	6
施策8：学習・教育環境の充実、施策9：開かれた学校づくり	9
施策10：生涯学習、スポーツの条件整備	11
施策22：防災都市づくり	12
施策23：地域ぐるみの防災体制づくり	16
施策25：人にやさしい道路、交通施設の整備、施策39：環境保全型まち づくり	23
施策26：みどりと水の豊かなまちづくり	25
施策29：清潔で美しいまちづくり	27
施策32：商店街の活性化、施策33：魅力ある買物空間づくり、施策34 ：消費者の自立支援	29
施策35：環境への負荷の低減	33
施策36：資源循環型社会の形成	34
<資料>・・・内部評価実施結果の概要	
資料の見方	36
施策2：きめこまやかな総合的福祉の推進、施策6：福祉と保健・医療サー ビスなどの総合的展開、施策7：ともにつくる福祉の推進	37
施策5：子育て支援の推進	41
施策8：学習・教育環境の充実、施策9：開かれた学校づくり	42
施策10：生涯学習、スポーツの条件整備	44
施策22：防災都市づくり	45
施策23：地域ぐるみの防災体制づくり	46
施策25：人にやさしい道路、交通施設の整備、施策39：環境保全型まち づくり	47
施策26：みどりと水の豊かなまちづくり	49
施策29：清潔で美しいまちづくり	50
施策32：商店街の活性化、施策33：魅力ある買物空間づくり、施策34 ：消費者の自立支援	51
施策35：環境への負荷の低減	54
施策36：資源循環型社会の形成	55

行政評価全体の流れ

区が実施する行政評価と外部評価の流れは次のとおりです。

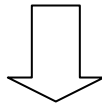
内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を評価委員会として、施策と事業の自己評価を行い、決算特別委員会前に公表します。



外部評価

「新宿区外部評価委員会」は、上記の内部評価結果を踏まえ、外部評価の視点から評価し、評価後、区長に報告します。区長はその報告を公表します。



総合判断

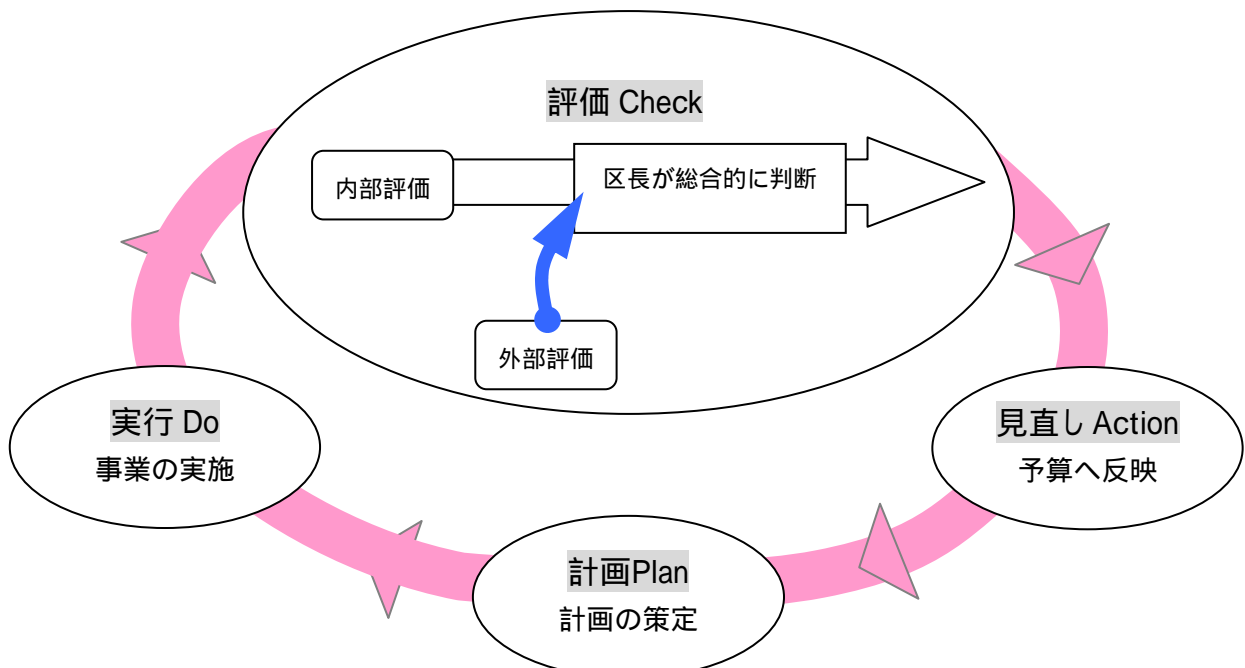
区長は、内部評価・外部評価それぞれに対する区民からの意見を受け付けて、総合判断を行い、予算編成に反映します。区長はその結果を公表します。

平成 20 年度は、第四次実施計画の 21 の重点項目、42 施策、147 事業を対象に実施しました。また、「新宿区基本計画（平成 10 年度～19 年度）」の施策のうち「大項目」について振り返りをするとともに、区が単独で実施している補助事業も評価を行いました。

平成 20 年度は、42 施策の中から 18 の施策が抽出され、「サービスの負担と担い手」「適切な目標設定」「効果的・効率的な視点」「目的の達成度」の 4 つの視点で評価が実施されました。

平成 20 年度の総合判断は、次ページの「総合判断の見方」のとおり、施策ごとに示しています。

35 事業について、予算に反映しました。



総合判断の見方

【外部評価の対象施策】

施策名
 < 評価対象とした事業と内部評価 >
 事業名

外部評価対象として抽出された
 施策・事業です。
 名称の後ろにある「A、B、D」は
 内部評価の結果です。
 内部評価実施結果の概要は、
 資料の参照ページをご覧ください。

【総合判断】

外部評価実施結果: 報告書 ページ	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>新宿区外部評価委員会が行った 「平成 20 年度外部評価実施結果報 告書」から、評価結果を抜粋してい ます。 評価結果は、大きく3つに分類され ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> : 施策や事業の基本的な考え方 そのものに対する評価 : 施策や事業の進め方・手段・方 策に関する評価 : 内部評価結果・評価手法に対 する評価 	<p>.....千円 </p>

内部評価と外部評価を
 踏まえた区長の総合判
 断を示しています。
21 年度予算に反映した
内容については、下線を
付して示しています。

【外部評価の対象施策】

施策2:きめこまやかな総合的福祉の推進 B (資料37ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

成年後見制度の利用促進 B

施策6:福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開 B (資料38ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

地域包括支援センターの運営支援 B

施策7:ともにつくる福祉の推進 B (資料39ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

地域見守りネットワークの充実 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書17ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>成年後見センターや地域見守りネットワークでは、どのように事業の成果があがっているのか、区は、必要があれば受託者に指導する立場にあるということを十分認識して、事業に取り組んでいるのかどうか疑問である。区の委託事業と社会福祉協議会の自主事業との連携がどのようになされているかという視点をもって、実績を十分把握した上で、課題や改革方針などを整理し、内部評価をすべきである。</p>	<p>今後は成年後見制度の利用促進、ふれあい訪問及び地域見守り協力員の各事業との連携に着目し、特に成年後見に関する事業では、社会福祉協議会の実施事業である地域福祉権利擁護事業に結びついた経過を明確にするなど、平成21年8月頃を目途に実績把握のための手法検討と仕組みづくりを進めていきます。また、区と成年後見センターとの情報交換の場である調整会議や学識経験者等で構成する運営委員会を積極的に活用して現状や課題を把握・整理し、成年後見制度の利用促進の方針を明確に示します。</p>
<p>地域見守りネットワークの充実では、地域ごとに偏りがあることで、協力員の負担が増えないような工夫が必要ではないか。</p>	<p>地域見守り協力員事業は、区内を9か所の地域に分けて、各地域の見守り協力員(ボランティア)が見守り対象者宅を月2回程度訪問するものです。現在、協力員1人あたりの受け持ち人数は、最少で1名、最多でも3名程度となっています。社会福祉協議会では地域ごとに推進員(週3日勤務の非常勤職員)1名を配置し、地域や受け持ち人数について協力員本人の意思確認を行い、訪問が負担とならないよう活動全般について調整を行っています。今後も協力員への支援を強化して活動の継続を図るとともに、対象者の増加に合わせて対応できるよう、ボランティア・市民活動センターとしても、各地域での新たな人材発掘に努めていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書17ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>成年後見制度の利用促進では、「相談件数の把握のみで、実際にどの程度申立てをして後見人がついたのか分からない」との説明を受けたが、制度の利用促進がなされたかどうかを知るためには、実際に後見人を選定した人が何件くらいあるかの実態を把握できるような工夫をして、目標を設定すべきである。</p>	<p>成年後見制度に関する相談は窓口での相談のほか、電話による相談も数多く寄せられています。このため、これらの相談者すべてについて、その後の状況を調査することは困難ですが、電話相談から来所による相談につながり、さらに司法書士等による専門相談につながった場合は、相談者が特定できることから、相談者本人の同意を得た上で相談後の状況把握に努めていきます。具体的な方法等については相談員(司法書士・弁護士及び社会福祉士)等で構成する専門委員会で検討し、今後、運営委員会の助言を得て平成21年8月頃を目途として相談後の状況把握の仕組みをつくるとともに、現行の目標である相談件数に加えて適切な目標を新たに設定します。</p>
<p>サービスを必要としている人の母数を把握し、適切な目標水準を設定すべきである。たとえば、地域見守りネットワークの充実では、調査で、高齢者のみの世帯が 世帯あり、意識調査では ××%が支援を必要と回答しているので、このサービスでは目標を 人とする、というように、サービスを必要としている人に行き渡っているかどうかを評価することが必要である。</p>	<p>成年後見制度には任意後見制度(判断能力のある方が対象)と法定後見(判断能力の不十分な方が対象)の2種類があります。このうち、任意後見は判断能力のある方すべてが対象となることから、現在では判断能力の不十分な方を対象とした法定後見に関して母数を算出しています。現在、法定後見対象者の母数は、高齢者では介護保険関連データ(要介護認定者の半数が認知症)、知的障害者では愛の手帳保持者及び精神障害者では精神障害者保健福祉手帳保持者に基づき、平成19年度末現在で約8,683名と算出しています。今後も適切な母数の把握に努め、ニーズに合った目標設定につなげていきます。なお、地域見守り活動についても民生委員による実態調査等の結果を踏まえ、同様に対応していきます。</p>
<p>地域見守りネットワークの充実では、「『ふれあい訪問』から『地域見守り』に移行したほうがよい」との担当課の見解だが、「ふれあい訪問」の目標水準は450人で一定となっているので、適切な目標設定をすべきである。</p>	<p>ふれあい訪問事業は、近隣との付き合いを望まないなどの理由により、地域のボランティアによる見守りが難しい一人暮らし等の高齢者に対し、社会福祉協議会の推進員が月1回程度訪問するものです。平成19年度末現在、ふれあい訪問対象者数は181名となっています。今後、高齢者人口は増加が見込まれますので、民生委員による実態調査に基づいて対象となる一人暮らし高齢者数を把握した上で、これまでの実績や勸奨に基づく希望者の割合も参考にして、支援を必要とする方々を推計します。また、一人暮らし高齢者への情報誌配付による見守り事業も視野に入れ、ふれあい訪問・地域見守りともに適切な目標を設定します。</p>

外部評価実施結果:報告書17ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>成年後見制度の利用促進では、利用者の立場に立って、広報活動に力を入れて、分かりやすい言葉で周知を図ってほしい。</p>	<p>成年後見制度は、その制度の仕組みが難しいことから、現在でも相談者に応じたわかりやすく丁寧な説明や対応を行っています。周知活動は、パンフレット配布や講座開催が主な内容です。平成19年度は講座を30回開催するとともに、町会・民生委員協議会等の地域団体の会合にも出向き(80回)、幅広く制度の案内を行っています。さらに、平成20年度は知的障害者に向けた出前講座を開催し、聴覚障害者に向けた講座の開催も予定しています。今後も、対象者に合った広報活動を行い、制度の利用に結びつく効果的な講座の実施に努めていきます。また、高齢者にも理解できるように平易な言葉を使い、制度を理解して必要とする方の利用につながるよう工夫します。</p>
<p>成年後見センターを1所つくったことは評価できるが、担当課の説明では、「地域包括支援センターとの連携による相談件数を把握していない」、「各区に1所置くことになっており、増やすことは考えていない」との見解で、事業の必要性をどうとらえ、1所で充足すると判断しているのか、分からない。「相談件数の把握のみで、実際にどの程度申立てをして後見人がついたのか分からない」との説明を受けたが、制度の利用促進がなされたかどうかを知るためには、そうした実態の把握に努めて利用者の立場に立って、需要を把握し、区民ニーズに応えていくべきである。</p>	<p>成年後見センターは、広報・周知活動や相談事業をはじめ後見人の育成を行うなど、制度の利用者や制度に携わる方々を総合的に支援する専門機関です。現在、区内の地域包括支援センターや保健センターでも成年後見に関する相談に応じていますが、財産や親族関係などに複雑な事情があり、専門家による相談が必要と判断したときは、成年後見センターと連絡を取り合い、専門相談につなげています。現在、成年後見センターは成年後見業務に関する中枢機関として十分に機能しており、地域包括支援センターのように増やすことは考えていませんが、今後、相談後の状況を把握して課題整理に努めるとともに、成年後見制度の需要を見極め、成年後見センターの充実を図っていきます。</p> <p><u>成年後見制度の利用促進 45,990千円</u> <u>相談件数の増や相談内容の多様化に対応するため体制を強化</u></p>

【外部評価の対象施策】

施策5：子育て支援の推進 B（資料41ページ参照）

< 評価対象とした事業と内部評価 >

在宅子育て支援サービスの充実 B

子ども家庭支援センター機能の強化 B

児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化 B

【総合判断】

外部評価実施結果：報告書20ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>榎町児童センターでは、「中高生スペースをつくったことがきっかけとなって、地域が中高生を見守るようになった」との担当課の見解を聞き、区職員と児童指導業務を受託している若い指導員がうまく連携して、中高生が来やすい環境をつくりあげ、さらに、地域との協力体制もできてきたものとして受けとめた。それぞれの役割が機能できている事例であり、他の施策や事業も、こうした視点で取り組んでほしい。</p>	<p>榎町児童センターは、児童館・学童クラブを業務委託して、区職員と連携・役割分担しながら中高生の居場所づくりや相談業務に取り組んでいます。榎町児童センターは、平成21年度から児童館機能を含んだ子ども家庭支援センターに機能転換し、支援センターと児童館部分を区職員による直営、学童クラブを業務委託としますが、引き続きそのノウハウを受け継いで地域とも連携しながら中高生の居場所づくりを推進します。</p>
<p>昨年の外部評価結果を踏まえ、成果指標に「総合相談の充実」を取り入れたことについては、改善の意欲が感じられ、評価できる。今後、子ども家庭支援センターを増やしていく計画との説明を受けたので、センターごとの相談件数がどのように推移していくのか、相談内容別の内訳も把握し、適切な目標設定のもと、センター相互や関係機関と連携を図ってほしい。</p>	<p>平成21年度は、子ども家庭支援センターを拡充し、区内3か所で運営します。各センターには相談支援システムを導入し、情報の共有化や統計資料の充実化を図ります。定期的なケース会議を設けるなど、センター相互の連絡調整を密にし、きめこまかい子育て支援を行います。</p> <p><u>子ども家庭支援センターの拡充 143,716千円</u></p>
<p>評価では、サポートチーム会議を何回開いたとか、相談件数が何件増えたかということも大切であるが、最終したケースがどれくらいであったかということも整理して、内部評価に反映してほしい。</p>	<p>平成21年度に導入予定の相談支援システムを活用し、最終したケースの件数や全体の割合を把握して今後の評価に生かします。ただし、ケースによっては区外転居によりいったん最終し、その後区内に戻ってくる場合や、最終したがまた問題行動が再燃する場合などがあり、内部評価に生かしていくうえでの困難性が考えられます。</p>

外部評価実施結果:報告書20ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>育児支援家庭訪問事業については、申請による派遣と、区が必要と判断して派遣した件数の内訳を整理し、今後の評価に生かしてほしい。</p>	<p>育児支援家庭訪問事業は、利用希望者が申請するほか子ども家庭支援センターが中心となって児童館・保健センターなどとの連携のもと、必要に応じてサービスを活用しています。この事業は、産後の体調不良や育児不安のため、家事や育児が困難な家庭に援助者を派遣する「産後支援」とさまざまな事情で養育力が不足していると認められる家庭に援助者を派遣する「養育支援」があり、現在も内訳については把握しています。平成21年度は子ども家庭支援センターを拡充し、この事業の利用や活用の増加が見込まれるため、今後も事業実績を内容により整理して、事業評価につなげます。</p>
<p>子育て支援では、0歳から18歳未満までの子どもの健全育成が目的であるのだから、乳幼児や小学生だけでなく、中学生にも手厚く事業を展開してほしい。</p>	<p>児童館は、利用できる年齢を0歳から18歳未満までと定め、中高生も利用できる施設として提供していますが、遊戯室等のスペースが狭い施設が多いためニーズに十分対応しきれれていません。このため、平成21年度からそれまでの児童館の一部を子ども家庭支援センターに機能転換し、そこで中高生の専用スペースを設けるとともに開館時間を午後7時まで延長し、中高生が利用しやすい環境を整えます。平成23年度までに整備する予定の4所の子ども家庭支援センターを拠点とし、区内の中高生の居場所づくりを展開します。また、西新宿こども館は、平成21年度から西新宿児童館と名称変更し、利用対象を小学生までから中高生までに拡大するとともに、指定管理者制度の導入により民間のアイデアを生かした中高生事業を展開します。</p> <p style="text-align: center;"><u>子ども家庭支援センターの拡充 143,716千円</u> <u>児童館における指定管理者制度の活用 80,312千円</u></p>
<p>放課後子どもひろばが始まり、小学生の居場所が児童館から放課後子どもひろばへ移行したら、中高生の居場所を児童館の中に確保できるようになる、といった視点はないのか。放課後子どもひろばと学童クラブは完全に別機能なのか。制度が違うというだけで済ませずに、地域の需要を把握し、その解決を図ることを目標にして、子育て支援全体で、子どもの居場所を考えて、児童館、学校など区の施設全体の活用を検討するべきである。</p>	<p>平成23年度までに区内の全小学校に放課後子どもひろばを開設します。また、校舎改修や学校統廃合にあわせて学校内学童クラブを増設します。放課後子どもひろばと学童クラブの積極的連携と事業内容の充実を図ることで、小学生の居場所機能は児童館から小学校内へ移行していくものと考えます。中高生の居場所づくりについては、平成23年度までに拡充する予定の4所の子ども家庭支援センターを拠点として対応します。子どもの居場所の全体的な活用については、課内の館長会やPTにより検討します。</p>

<p>外部評価実施結果:報告書20ページ</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>子ども家庭支援センターや児童館、学童クラブなどがどのようにかかわりあって子育て支援の推進を図っているのか、という総合的な視点をもって施策評価をしてほしい。</p>	<p>平成21年度に拡充する信濃町子ども家庭支援センター、榎町子ども家庭支援センターは、児童館機能を含んだ施設として開設します。また、現在の中落合子ども家庭支援センターも児童館機能を取り込んだ一体的な運営を行います。こうした施設運営のなかで、児童館に遊びに来る子どもや乳幼児、保護者の相談や見守りを一体的に行うことで総合的な子育て支援を行います。子育て支援に関する施策評価についても、この方向性に沿った視点で行います。</p>

【外部評価の対象施策】

施策8：学習・教育環境の充実 B（資料42ページ参照）

< 評価対象とした事業と内部評価 >

地域の教育力との協働・連携の推進 B

少人数学習指導の推進 B

確かな学力推進員の配置 B

地域学校協力体制の整備 B

施策9：開かれた学校づくり B（資料43ページ参照）

< 評価対象とした事業と内部評価 >

開かれた学校づくり B

【総合判断】

外部評価実施結果：報告書22ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>スクール・コーディネーター、スクールスタッフ、スクールカウンセラー、確かな学力推進員、学校評議員など、学校にかかわる専門職や地域の方たちがいるが、これらの方たちの役割、意義、効果が区民に分かるように位置づけられているのか不明である。区の独自事業として多額の費用が投入されている事業もあり、内部評価は区民の視点で実施してほしい。</p>	<p>区費非常勤講師及びスクールカウンセラーなどの都費非常勤職員等については、各事業ごとにその役割や効果等について、主に学校を通じて保護者、地域住民に発信しています。 また、区費非常勤講師等の役割や効果等については、事業別だけでなく関係する事業全体としても整理し、常勤教員以外の非常勤講師等が果たす役割等についても、事業別評価に加えた形で評価していきます。</p>
<p>成果指標の目標水準に「全校」を掲げている事業が多いが、どのように活用されているのか、そのことにより、児童や生徒にどう影響したのか、といった、基礎データをもって、適切な目標設定により評価し、事業を推進すべきである。 たとえば、確かな学力推進員派遣率では、初年度に全校に配置する目標ということは理解できるが、配置したあとは、チーム・ティーチングとして、何年生のどの教科で何回指導できた、といった具体の実績を示した上で、評価すべきである。 同様に、スクールスタッフ新宿の活用率では、どの中学校の部活動に何回、どの小学校の学校図書室に何回、といった実績を評価すべきである。</p>	<p>確かな学力推進員については、授業における学習指導、教材研究、学校行事における指導、校務分掌等、学校におけるあらゆる場面で活用できることから、各学校においては、年間指導計画や時間割に基づくほか、個別課題への対応として活用しています。 スクールスタッフの活用状況については、「図書館整備・読書活動の推進等」「チーム・ティーチング等授業協力」「保育補助」「クラブ(部)活動支援」等の活用内容、活動延日数と活用校数は、校種別に把握していますが、個々の学校単位での整理はしていません。 確かな学力推進員、スクールスタッフともに、平成21年度予算において十分活用し、教育効果を十分上げることができるよう、各学校を指導していきます。</p>

<p>外部評価実施結果:報告書22ページ</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>「学校評議員は、学期に1回程度、学校経営に活かすために学校長が意見をもとめる役割だが、十分機能しきっていない、課題がたくさんあるので、全校の学校評議員に集まっていただいて、役割を説明し、学校に不足していることをぜひ言ってほしいと働きかけていく」「地域協働学校(コミュニティ・スクール)の学校運営協議会という新しい取組みは、合議的に地域として学校に意見を述べる形になるかを模索している」との説明を受けた。地域に開かれた学校づくりのため、学校評議員の横のつながりを強化するなど、ぜひ、機能する仕組みとしてほしい。今後の活動に期待したい。</p>	<p>平成20年10月9日、四谷区民ホールにおいて、学校評議員連絡会を実施し、学校評価における学校評議員の役割、学校における教育課題解決に向けた学校評議員の取組及び確かな学力の育成に関する意識調査における評価方法について意見を交換しました。</p> <p>平成21年度に、地域協働学校推進モデル校としての四谷中学校の研究成果に基づき、新宿区地域協働学校運営協議会規則を作成、制定し、平成22年度に施行するとともに、他の実施可能な学校を順次指定します。予算を十分活用して、地域協働学校推進委員会の指導・助言のもと、地域協働学校推進モデル校における研究を継続し、新宿区における学校・家庭・地域の協働の方法について提示、推進します。</p>

【外部評価の対象施策】

施策10:生涯学習、スポーツの条件整備 B (資料44ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

生涯学習指導者・支援者バンクの充実 B

総合型地域スポーツ・文化クラブの育成 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書24ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>文化等支援者バンクやスポーツバンクは、登録者が増えればよいのか。どのくらい活用されているのか、といった指標が必要ではないか。</p>	<p>成果指標については、平成21年度以降「登録数」のみならず、「活用数」の指標も追加します。</p>
<p>文化等支援者バンクやスポーツバンクは、制度の周知やマッチングへの取組みが必要である。組織改正により、コミュニティを所管する課へ移管されたので、そうした視点での取組みが検討されるものと期待したい。</p>	<p>制度周知については、平成21年度以降、新宿区生涯学習財団管理施設の「利用団体登録用紙」に、当制度への登録案内文を掲載し、施設利用から当制度への誘導を図ります。 人と事業のマッチングについて、将来的には、人材情報を公開し、区民自身によるマッチングが可能となるような条件整備(インターネット上の交流サイトや施設に設置されたタッチパネルによる情報検索等)を検討していきますが、平成21年度については、その第一歩として、財団事業での多様な活用を演出し、活用(及び登録)の呼び水とします。 このため、財団実施事業ごとに、具体的な指導・支援の条件を登録者に直接メールマガジン等にて情報提供していきます。</p>
<p>「地域スポーツ・文化協議会は、成り立ちが3つであったものを1つに統合したものだが、各事業が従来どおり個別に継続されている協議会が多く、事業間の連携・融合が進んでいない上、各中学校区と実際の地域の住民の生活範囲との間に乖離が見られるため、各地域において、運営体制が全事業及び地域を巻き込んだものになっていない」との説明を受けた。3つを1つにしてうまく機能していないのであれば、その原因を取り除き、事業の進展に取り組む努力が必要である。</p>	<p>総合型クラブに向けた取り組みとして、最大の課題は、既に活発に活動している団体及びそれらの活動の拠点となっている場を相互に連携・協力・融合しながら共用していくことができるか、また、地域のあらゆる資源(人材・施設等)を総合的に結集し、有機的に機能させることができるかという点です。 都心区の共通の弱点として、活発な活動に対して、場所の不足があげられます。したがって、全庁的な施設の有効活用及び運用を目的とした庁内検討組織を立ち上げ、目的別(縦割り)の利用から相互利用(フラット化)が可能な仕組みを構築します。 併せて、地域スポーツ・文化事業を有効に活用し、スポーツ・文化活動団体等を地域ごとに束ね、交流を深める仕掛けを通して、地域の総合力を結集した自治的な組織を育成していきます。</p>

【外部評価の対象施策】

施策22:防災都市づくり B (資料45ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

都市防災機能の向上 B

安全・安心な建築物づくり A

建築物等耐震化支援事業 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書25ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>建築物の中間検査・完了検査の受検、及び定期報告は、建築基準法で義務付けられており、防災都市づくりに欠かせない要件である。建築主に受検の義務を啓発するとともに、目標はあくまでも100%にして取り組むべきである。</p>	<p>建築物の中間検査・完了検査及び定期報告の目標は、短期的な目標として実績数値に対する上乘せとして目標値をそれぞれ90%、70%、60%に設定しました。中間検査・完了検査の受検及び定期報告は建築基準法で義務付けられており、本来目標は100%であるべきですので、今後はそれぞれの目標値を100%に改めます。区報、ホームページとともに、各種事業やイベント、建築主への通知など様々な機会を捉えて受検や報告の啓発に取り組んでいきます。</p> <p>中間・完了検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検時期に合わせて、建築主に対し直接に、受検啓発通知を発送しています。今後も引き続き実施します。 ・建築確認時に、建築確認図書に受検啓発文書を添付するとともに、建築主に対し、直接に受検啓発通知を発送しています。 ・小規模建築物など受検実績の低いものを中心に、職員による巡回パトロールを実施し、受検啓発を行います。 <p>定期報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告は1年または3年毎の報告ですので、計画的な報告の実施につなげるため、対象建築物の所有者等に対し、該当年度に定期報告の案内を発送するとともに、前年度においても報告実施啓発通知書を発送します。

外部評価実施結果:報告書25ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>建築物等耐震化支援事業において、「予備耐震診断を実施した住宅の90%程度は耐震補強工事を実施していない」との説明を受けた。アンケート調査結果を踏まえて、工事の実施率が低い原因を究明し、支援策の見直しをすべきである。たとえば、耐震補強工事を実施しない原因として、アンケート調査結果からも、高額な費用がかかることと助成要件が厳しいことが伺える。そこで、簡易な耐震補強工事に対する助成や、融資の活用を取り入れるとともに、東京都の耐震改修税制などの他の仕組みも併せて、周知を図ってはどうか。</p>	<p>耐震補強工事の実施件数が少ない理由としては、高齢のため家財の移動や整理が負担となることや高額な費用が掛かるなどの経済的な理由があげられます。そこで、平成20年度より簡易な耐震補強工事に対する助成やひと部屋補強工事に対する助成を開始しました。また、高齢者等にも建物の耐震化の必要性や流れが理解しやすい内容の『啓発用パンフレット』を作成し、区内全戸配布を行います。その中で、耐震改修促進税制や融資制度等について周知を行い、耐震補強工事の実施率向上に繋がるよう耐震化支援事業の啓発を行っていきます。</p> <p>建築物等耐震化支援事業 195,715千円 工事監理費助成、耐震調査・計画費助成など、助成件数の増や助成メニューを充実</p>
<p>耐震補強工事の技術は日進月歩している。他自治体・都とも連携して、新しい技術に、迅速に、かつ、柔軟に対応すべきである。</p>	<p>東京都では、平成17年度より「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」の普及として、木造住宅の耐震改修の実施例や地震から命を守るための装置について広く募集し、学識経験者や実務経験者等で構成する評価委員会による選定を実施しています。ここで選定された耐震改修工法の多くは、財団法人日本建築防災協会による技術評価が行われており、その結果、新宿区の耐震化支援事業の助成対象として対応することが可能となっています。</p> <p>今後も、東京都において選定された装置等の紹介を積極的に行い、新しい技術に、迅速に、かつ、柔軟に対応していきます。</p>
<p>住宅密集地域の中の1軒だけ耐震補強をしても効果が少なく、逆に、大多数が耐震補強をしても、補強をしない1軒のために、地域の防災効果は損なわれる。そこで、地域ぐるみで防災都市づくりを進めるために、複数の住宅がまとまって耐震化を図るときには、支援が手厚くなるといった手法を取り入れてはどうか。</p>	<p>建物の耐震補強は、所有者等の自らの生命や財産等を守るだけでなく、建物倒壊による道路閉塞や大規模火災を未然に防ぐことに繋がり、地域の安全性に重大な影響を与えるものです。そのため、地域単位で耐震化を行うことは非常に重要であると認識しています。</p> <p>木造住宅の耐震補強工事の実施件数を増やすためにも、地域を限定して積極的に耐震化をPRしていく必要があると認識しており、今後はモデル地区の選定を含め、地域単位での耐震化の促進について検討を行っていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書25ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>建築物の中間検査・完了検査は、受検すべき時期を見込むことができるのだから、申請を待つのではなく、巡回を建築士に委託するなどして、積極的に働きかけて受検を促す必要がある。特に、安全・安心のまちづくりの観点から、他と比べて受検率が低い、小規模建築物の完了検査について具体的に取り組むべきである。</p>	<p>目標値を100%に改め、小規模な建築物も含めて中間検査と完了検査の受検率の向上に取り組んでいきます。区報、ホームページとともに、各種事業やイベント、建築主への通知など様々な機会を捉えて受検や報告の啓発に取り組んでいきます。 (中間・完了検査) 建築確認申請書から受検時期を見込み、建築主に対し直接に、受検啓発通知書を発送しています。 建築確認通知書には、受検啓発文書を添付しています。20年度からは、建築確認時に、建築主に対し直接に受検啓発通知書を発送しています。 小規模建築物など受検実績の低いものを中心に、職員による巡回パトロールを実施し、受検啓発を行います。</p> <p><u>安全・安心な建築物づくり 145千円</u></p>
<p>木造住宅密集地域では、地域ぐるみで防災都市づくりを進める必要があるため、共同建替えや耐震化の支援などについて、1軒ずつ訪問したり、現場事務所を設けて相談員を常駐させたりして、支援策を周知するといった、積極的な取り組みをしてはどうか。</p>	<p>木造住宅密集地域は、区内に広く点在しており、その中で若葉・須賀町地区において木造住宅密集地区整備促進事業を適用して防災都市づくりを進めています。この事業は、区による道路、公園等の公共施設の整備と民間主体による共同建替え等で不燃化や耐震化を推進し、防災性の向上と住環境の改善を図ることが重要と認識しています。 それらを実現するため、区は、木密事業を導入するとともに、地域の建替えルールとなる地区計画を地域の皆様との協働により策定し、地域ぐるみのまちづくりに取り組んでいます。 また、地区内の自主的なまちづくり組織との定期的な意見交換の場を設けるとともに、まちづくりニュースの発行やアンケートの実施、相談会等を随時開催して事業や建替えルールの周知に取り組んでいます。 さらに、共同化の意向の高い地区については、地区の要請に基づき、まちづくり相談員等の活用により、1軒ずつ訪問して建替え意向の確認やまちづくり懇談会を開催し、権利者の合意形成を進め、共同建替えの事業化の支援に取り組めます。 なお、現場事務所を設け、相談員等を常駐させることについては、費用対効果から困難と判断しています。</p> <p><u>木造住宅密集地区整備促進 101,576千円</u> <u>若葉地区都市計画案作成及び事業推進調査</u></p>

外部評価実施結果:報告書25ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>公共施設の耐震補強工事が済んだのだから、その予算枠を地域への支援に充てて施策を進めるべきである。</p>	<p>災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの構築に向け、平成21年度に地域への支援に充てる新たな事業としては、災害情報システムの運用、災害時要援護者対策の充実、避難所ヘリサインの整備、災害時事業継続計画の策定、緊急地震速報システムの導入等を予定しています。耐震改修促進計画は平成27年度まで続きますが、支援に充てた平成21年度予算については地域のために有効に活用します。</p> <p><u>道路の緊急水害対策 72,230千円</u> 区内の低地帯での水害縮小を目的に、区道の雨水流出抑制施設の改修、整備拡大を実施</p> <p><u>公園の緊急水害対策 63,800千円</u> 区内の低地帯での水害縮小を目的に、区立公園の雨水流出抑制施設の改修、整備拡大を実施</p> <p><u>緊急輸送道路沿道特定建築物実態調査 9,377千円</u> 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の特定建築物の実態調査</p> <p><u>がけ及び擁壁の点検調査・安全化指導 31,828千円</u> 耐震改修促進計画に基づき、がけ、擁壁の実態調査及び安全化指導を実施</p> <p><u>災害情報システムの整備 4,946千円</u> 災害情報システムの設備更新にかかる実施設計</p> <p><u>災害時地域本部の非常電源設備の整備 252,336千円</u> 災害時に地域本部として位置づけられる「各特別出張所」の非常用電源設備の整備</p> <p><u>災害時要援護者対策の充実 15,563千円</u> 二次避難所整備として簡易ベッドなどを配備</p> <p><u>新宿区事業継続計画の策定 6,300千円</u> 深刻な被害が想定される首都直下地震や新型インフルエンザの発生に備え、これらを想定した区の事業継続計画を策定</p> <p><u>避難所ヘリサインの整備 36,759千円</u> 区の一次避難所(40施設)の屋上等にヘリサイン(施設名)の表示を整備</p> <p><u>緊急地震速報システムの設置 221,149千円</u> 小中学校等区民の方が利用する各施設に導入</p> <p><u>災害情報システムの運用 12,960千円</u> 防災気象情報の配信システム導入</p>

【外部評価の対象施策】

施策23:地域ぐるみの防災体制づくり B (資料46ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

防災ボランティアの育成 B

避難所等の震災対策 B

災害対策用各種水利の確保及び充実 B

避難所機能の充実 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書27ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>災害時における自助・共助・公助の考えが区民や事業者の共通認識になっているとはいえない状況にあるので、区は区ができることが限定であることを明確に示して、備蓄や訓練の必要性を訴え続けてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後も継続的に地域防災協議会・各避難所運営管理協議会・避難所での防災訓練実施時に、公助(区の震災対策)で対応できる範囲を区民に明確に説明するとともに、自助(区民個々人の防災対策・災害時の対応)・共助(区民同士の防災対策・災害時の活動)での対応をお願いすることについて、区民の皆様認識を高めていただくように努めていきます。</p> <p>具体的には、これまで行ってきた地域防災協議会における区の各防災事業の説明、避難所運営管理協議会における避難所運営マニュアルの確認・改定、防災訓練における初期消火・救出救護訓練や備蓄倉庫内物資の見学・説明に加え、各町会・自治会(マンション等)単位の自主防災訓練にも積極的に職員が出張し、個々人の備蓄や訓練の必要性を説明していきます。</p> <p>また、イベントの際の防災冊子(「災害にそなえて」など)の配布、総合防災訓練の区広報掲載を行い、より多くの区民の皆様に防災活動のPRを継続して行っていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書27ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>地域として面的に防災対策がとられているのか。どの地域も一定水準以上を保つ必要がある。自助・共助を進めるために、区の働きかけが必要である。</p>	<p>発災対応での自助・共助については区民の役割としている部分で、防災意識・対策が盛んな地域と、そうでない地域が存在しているのが現状であり、地域差をなくすため、今後とも一層区の取り組みは必要と考えます。</p> <p>区では地域防災力を高めるため、年1回以上の避難所運営管理協議会の開催・各特別出張所管内で一カ所以上の地域防災訓練の実施を目標にしてきたほか、各防災区民組織に対しては防災活動助成金を支給するなど、活動の活性化を図ってきました。</p> <p>今後、さらなる防災意識・知識の向上を図るため、防災・防犯リーダー実践塾による地域リーダーの養成、また防犯活動範囲を利用した防災活動の取り組みの促進をするほか、各特別出張所管内ごとに復興模擬訓練を実施していくことで各防災区民組織間の情報交換・交流を行い、自助・共助の取り組みが地域的な広がりを持つように努めていきます。</p>
<p>防災サポーターは、被災地に出向いて体験するなど、実効性が確保されるような仕組みを作る必要がある。</p>	<p>防災サポーターは、区民との協働による地域の防災活動を推進するため、専門知識を持った防災ボランティアとして育成しています。現時点では、被災地に出向いての活動については各サポーターが個人の判断で行っていますが、今後、被災地での支援活動に組織として取り組んでいける体制づくりを検討していきます。</p> <p>このため、平成21年度は防災サポーターと調整を行い、平成22年度よりの実施を考えています。</p>
<p>避難所情報ボランティアと防災アドバイザーを統合して防災サポーターとしたとの説明を受けたが、統合した役割について理解を得ているのかどうか疑問である。それぞれの専門性も必要あり、実効性が発揮できるように、担い手を育成すべきである。</p>	<p>避難所情報ボランティアと防災アドバイザーについては、平時・災害時とも幅広い防災活動を行っていただく必要があると考え、防災サポーターに統合しました。今後は、地域の防災リーダーとして、平時の防災指導や、災害時の情報収集や避難所運営など幅広い知識を持った担い手を育成するため、防災士資格の取得をさらに進めます。防災の基本から系統的に学べる防災士の資格を取得することで、専門性・実効性の向上に役立ちます。</p>

外部評価実施結果:報告書27ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>防災サポーターが、どの程度権限があって、どこまでやるのか、といったことについて、地域の特性を踏まえて防災サポーターの活動の場を作っていくことにより、防災サポーターと担当する地域の住民とのかかわりを深める仕組みを作る必要がある。</p>	<p>防災サポーターは地域防災の活性化を図るための、防災リーダーとして育成しています。地域住民とのかかわりを深めるためには、地域防災協議会や地域防災訓練等を通じ、地域住民と防災サポーターが協働して防災活動を推進することが必要です。お互いの役割を認識し、理解することで災害に立ち向かっていくことができます。今後も防災訓練等において資機材の操作方法や備蓄物資の説明などを通じて協働の機会を広げていき、活動の中でそれぞれの役割を確立していけるよう努めていきます。</p>
<p>商店会や事業者は防災区民組織に入っているところとそうでないところがあるとの説明を受けたが、当然入るべきものとして、仕組みを作る必要がある。特に、商店会は商品のストックがあるのだから、地域と協定を組むなど、具体的な仕組みを進めてはどうか。</p>	<p>防災区民組織は町会を母体としているため、区内では、ほぼ全域をカバーしています。しかし、町会の組織率は50%に満たない状況です。特に、大規模マンション等、町会に加入していない集合住宅が見受けられます。こうした集合住宅については、集合住宅に出向いて防災訓練や防災講習会などを行い、町会と共に地域との協力体制を形成するよう、防災区民組織の立上げを勧めています。また、商店会や事業者については、防災区民組織としての役割に加え、災害発生直後から商品の流通が可能となるよう事業者への周知を行うとともに、流通に関する協定を締結することによって商品の安定供給が図られるようにしていきます。</p>
<p>訓練がイベントにならないよう、実効性のあるものとして実施されるように、区の働きかけが必要である。</p>	<p>区では総合防災訓練や地域防災訓練を実施していますが、訓練内容については、訓練が形骸化しないように、実災害を想定した発災対応型訓練を多く取り入れるなど見直しを行い、メニューに工夫を凝らしています。今後は防災区民組織が主体となって行う自主防災訓練においても実効性のある訓練ができるよう、区の防災指導員及び防災サポーターが防災区民組織に働きかけていきます。</p>
<p>避難所運営管理協議会の開催回数を指標としているが、妥当か。</p>	<p>避難所運営管理協議会の指標は、1年間に1回以上会議を行った協議会の数としています。このため、全協議会(42協議会)のうち何%が開催したかを把握することで、協議会の活動状況が確認できるので、指標としては妥当と考えます。</p>

外部評価実施結果:報告書27ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>そもそも、年に1回、開催していない協議会に対し、どのように働きかけているのか。区の働きかけと自助・共助の仕組みがかみあっているのか疑問である。</p>	<p>年に一度も開催していない協議会に対しては、各特別出張所を通じて開催するよう働きかけています。本来であれば、区が働きかけずとも協議会が自主的に開催することが望ましいのですが、まだ、意識が高まっていない協議会もあります。このような協議会に対しては、区が働きかけることで地域における自助や共助の意識の浸透度を把握することが可能となります。区が粘り強く働きかけることによって、自助、共助の仕組みづくりに努めていきます。</p>
<p>防災サポーターは60名を目標水準としているが、地域偏在はないか。町会ごとに1名ずつ育成する必要があるのではないか。</p>	<p>防災サポーターの定数については60名としています。10の特別出張所管内を5ブロックに分け、担当地域を決めています。充足数を満たせていない地域もあります。今後、足りない地域を中心に新規登録者を募集していきます。また、防災サポーターは、各町会の防災活動をサポートし、各町会の防災活動担当を指導していく専門知識を持ったボランティアと位置づけています。専門知識を身に付けるためには、防災士資格の取得や、スキルアップ研修等を受講しています。防災サポーターを各町会ごとに育成することについては、今後、町会からの意見も聞きながら対応していきます。町会の防災リーダーについては、町会長や防災部長が中心になって行なうべきと考えます。区では今後も防災区民組織向けの研修や講習会を通じて、町会の防災活動を活性化させていきます。</p>
<p>災害用トイレは数値目標を抜本的に見直すべきである。また、簡易トイレの備蓄も増やすべきである。 「下水道利用型災害用トイレは、50か所の設置目標に対し41か所整備し、所期の目的を達成した」との説明を受けたが、災害時のトイレの必要数は示されなかった。避難所に最も求められるのは、トイレと生活用水である。震災で、倒壊をまぬがれても使用禁止と判定される集合住宅の住民や帰宅困難者を考慮した対策が十分図られているのか。区民や事業者に対して、区が設置するトイレの数量と時期を明示して、自助・共助の必要性を啓発するとともに、各自がとるべき具体的な対策を例示して、積極的に働きかける必要がある。</p>	<p>今後は、滞留者対策も含めて、災害用トイレの設置数及び簡易トイレの備蓄数について検討していきます。 区施設以外の施設については、今後の建て替え時等に災害用トイレを設置してもらえよう働きかけていきます。 また、区が設置する災害用トイレだけでは不足すると考えられますので、自助・共助として各家庭や町会等にポータブルトイレの備蓄をしていただくように周知していきます。</p>

外部評価実施結果:報告書27ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>第二次避難所は、災害時要援護者が避難生活を送れるように、調査を進めているとのことだが、早急に予測を立てて、具体的な施設整備や備蓄を進め、受け入れ体制を整えるべきである。また、第二次避難所内に、オムツやベッドなどすべてを備蓄することは施設規模から困難と思われるので、拠点に配備するなど、構築していくべきである。</p>	<p>災害時要援護者の避難計画の一環として、二次(福祉)避難所の整備を行います。</p> <p>さらに、地域防災計画で指定している二次(福祉)避難所について実態を調査し、災害時要援護者が避難所生活に必要なベッド、ポータブルトイレ等を整備します。</p> <p>また、二次(福祉)避難所の指定増についても検討していきます。</p> <p>二次(福祉)避難所の備蓄については、施設管理者に対し施設での備蓄の協力を依頼し、格納できない物資については二次(福祉)避難所に近い拠点に配備していきます。</p> <p>災害時要援護者対策の充実 15,563千円 二次避難所整備として簡易ベッドなどを配備</p>
<p>災害時要援護者に対し、どのように支援していくかを組み立てていくと説明を受けたが、訓練に取り入れて、早急に具体策を構築すべきである。</p>	<p>災害時要援護者の訓練については、東戸山小学校や旧四谷第三小学校などで、一般の参加者と共に実施してきた経緯があります。また、新宿駅周辺滞留者対策訓練では、日本盲人会や障害者団体などに参加を呼びかけ、支援者等が付き添って区役所から広域避難場所まで、災害時を想定しながら歩いてもらいました。このように災害時要援護者の方が訓練に継続的に参加していただくには、区からの呼びかけのほか、町会やPTAなどからの呼びかけをしていただくことが必要と考えます。このため、災害時の要援護者支援として、防災訓練時に民生委員による安否確認訓練などを取り入れていきます。</p> <p>また、総合防災訓練や地域防災訓練では、1会場に3～4名の手話通訳者を派遣しています。手話通訳者を通じて、ろう者の連絡会に訓練参加を呼びかけ、参加しやすい体制を整えています。防災訓練の会場では、ろう者に備蓄倉庫の紹介や避難方法などの説明をし、一般の参加者には障害者との共助について周知をしています。</p>

外部評価実施結果:報告書27ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>公園は避難所としていないが、実態として帰宅困難者の滞留や被災区民の一時集合場所になることが予測されるので、生活用水のための井戸堀や、トイレの増設を計画的に進めるべきである。</p>	<p>被災者の滞留が予想される区内公園での井戸新設については、その費用面・水量・水質確保等の条件から考えると、実施は困難であると考えます。</p> <p>区は生活用水については、区有の深井戸を利用するほか、民間の深・浅井戸(公衆浴場含む)を非常用災害井戸として協定を結び、その確保に努めています。その場所の周知については民間協定井戸という表示や災害時における看板の設置などを行うことで、位置をわかりやすく表示していきます。</p> <p>トイレの増設については、マンホールトイレ等、災害対策用トイレの設置を建設工事計画に入れるなど、災害時のトイレの充実を検討していきます。</p> <p>また、区内で最も帰宅困難者等による滞留が予測される新宿中央公園について、防災性の向上を目的とした防災トイレの設置を平成21年度予算で対応します。</p> <p><u>新宿中央公園の設備改修 174,570千円</u> <u>防災トイレ 50基設置</u></p>
<p>この施策は、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護することを目的としているが、災害は震災だけではなく、区民ニーズに呼応しているかどうか、分からないので、防災や危機管理の取組み全体が分かるような評価の仕組みがほしい。</p>	<p>これまで地域の防災・防犯マップを、小・中学校区域を単位として防災と防犯の視点から別々に作成してきました。防災マップは主に町会を、防犯マップは主にPTAを中心に作成され、学校の掲示板上に張るなどして、ともに地域の中で有効に活用されています。このように防災と防犯で類似した取組みを抽出し、並べてみることは可能と考えます。</p> <p>また、テロや防犯、インフルエンザ流行対策などの広範な危機管理の取組み全体について、どのようにわかりやすく体系化していくかについては今後検討していきます。</p> <p><u>新宿区事業継続計画の策定 6,300千円</u> <u>深刻な被害が想定される首都直下地震や新型インフルエンザの発生に備え、これらを想定した区の事業継続計画を策定</u></p>

<p>外部評価実施結果:報告書27ページ</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>計画事業を進めるだけで、目的が達成できるのか。計画事業では、公助の部分が大きく取り上げられて評価されており、自助・共助の達成状況が分からない。自助・共助の部分が経常事業として実施されているのであれば、経常事業の効果も含めて評価すべきである。</p>	<p>計画事業の評価では、自助・共助の達成状況が分からないとのことですが、ご指摘のとおり計画事業を進めるだけでは、目的が達成されるとは考えておりません。計画事業では行政がまず第一に取り組むべき事業を掲げ、重点的、計画的に達成していくこととしています。一方で、自助・共助の達成状況を確認するには、区政モニターアンケートなどによる調査を活用して状況把握に努めます。例えば、家具転倒防止器具の設置など、区が把握しにくい部分では、区が各戸を訪問することは不可能といえます。自助・共助における防災事業への効果については、計画事業の評価とあわせ、区のイベントである防災訓練や防災講演会などへの参加状況により、区政モニターアンケートの調査結果などを総合的に考慮し、的確な状況判断に努めていきます。</p>

【外部評価の対象施策】

施策25:人にやさしい道路、交通施設の整備 B (資料47ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

主要な生活道路の整備促進 B

細街路の拡幅整備 B

人とくらしの道づくり B

道路の改良 B

やすらぎの散歩道整備 B

道路の無電柱化整備 B

放置自転車対策の推進 B

施策39:環境保全型まちづくり B (資料48ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

環境に配慮した道づくり B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書30ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>道路行政について、生活者を重視して、すべての道路を安全に歩ける道にするために、人にやさしい道路の整備に重点をおくべきである。</p>	<p>安全で安心して歩ける道路空間を目指し、「人とくらしの道づくり」では通過交通の排除、「道路の改良」では歩道の拡幅、「道路のバリアフリー化」では段差の解消などを行っており、重点的に事業の展開を図っていきます。</p>
<p>自転車ネットワーク整備の目標をもつべきである。</p>	<p>現在、山手通り、新宿通り等で自転車通行レーンの整備が進んでいます。 また、区では、早稲田大学付近で自転車通行レーンの設置を予定しています。 自転車ネットワークの整備目標については、今後検討を進めていきます。</p>

外部評価実施結果:報告書30ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>ヒートアイランド対策や透水性などの舗装が試験的に実施されているが、もっと力を入れるべきである。たとえば、新宿駅周辺循環型バスを導入することにより、新宿駅西口の駐車場に車を止め、そこから車を使わずに東口まで行き来ができるので、自動車の抑制につながり、ひいては、CO₂の抑制につながることを期待しているとの説明を受けた。住宅地、業務地、商業地、それぞれ対策が違うので、交通安全とCO₂対策という視点ももって、自動車の抑制をどう考えていくのか方針を示し、取り組んでほしい。</p>	<p>平成21年度は、従来からの環境に配慮したみちづくりによる遮熱透水性舗装1,300㎡に加え、緊急水害対策を兼ねて遮熱透水性舗装の規模増を予定しており、鋭意取り組んでいきます。</p> <p>新宿駅周辺における車両交通を抑制する視点を踏まえ、新宿駅周辺循環型バスを活用した西口高層ビル駐車場と東口商業施設等でのパークアンドバスライドシステムの構築を図ります。今後も利用の検証や促進、参画企業の拡大等を引き続き検討していきます。</p> <p>なお、パークアンドバスライドについては、バス運行事業者の京王バス東(株)とともに、新宿における環境モデル事業の一環として東京都環境局と共同で進めていきます。</p>
<p>道路の無電柱化は、可能な路線と必要な路線は考え方が違うのではないかと。必要な路線は防災の立場からも、他の自治体の事例を研究し、民地内への移設を含めているいろいろな手段を講じて進めるべきである。</p>	<p>平成21年度から、道路幅員が不十分な聖母坂通り(幅員約10m)に着手します。今後、これを活かして、道路幅員が十分でない路線についても展開を図っていきます。合わせて、今後どのような路線で無電柱化を行っていくのかの調査を行っていきます。</p> <p><u>道路の無電柱化整備 226,415千円</u> <u>聖母坂通りに着手するとともに、区内1,700路線の区道から無電柱化優先順位・可否判断のための調査を実施</u></p>
<p>「人とくらしの道づくりでは、歩行者の安全と住環境の改善を図るため、面的に安全な道路等を整備する『コミュニティ・ゾーン』を2地区整備した」という説明を受けたが、極めて少なすぎる。地元との合意形成に努めて、より推進すべきである。</p>	<p>新たに、西新宿一丁目地区で「人とくらしの道づくり」事業に着手します。平成21年度より、関係町会や商店会、住民等との合意形成を経て整備計画を策定し、その後、地区内の道路整備を実施していきます。</p> <p><u>人とくらしの道づくり 2,399千円</u></p>

【外部評価の対象施策】

施策26:みどりと水の豊かなまちづくり B (資料49ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

公共施設の緑化・民間施設の緑化 B

安心のみどり整備 D

みどりの保全 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書32ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>学校の芝生化は地域の協力が必要との説明を受けたが、NPOとの連携や、連携できるようなNPOの育成も取り入れてはどうか。</p>	<p>校庭芝生の管理については、芝刈りや水やりなど芝生の日常的な管理は、学校がPTAや地域の方々の支援をいただきながら行い、更新・目土作業など専門的な維持管理作業は専門業者に委託して行うことを基本に考えています。また、学校がみどりに関する団体・グループと連携できるように、取り組んでいきます。</p> <p>一方、東京都では、校庭芝生の管理に携わる学校やPTA等を支援する取り組みとして、今後、「東京芝生応援団」の活動を展開していくところです。この「東京芝生応援団」は東京都を事務局とし、NPO法人を含む芝生化事業に賛同する団体・個人が応援団員となって、芝生の維持管理等に携わる学校・PTA等の支援活動を行い、併せて各学校・PTA等の相互支援の促進を図るものです。こうした東京都の取り組みを活用していくことも検討していきます。</p>
<p>保護樹木の手入れや周知など、みどりの保全や緑化推進について、みどりのトラスト活動など他自治体の事例を研究し、NPOとの連携により取り組んではどうか。</p>	<p>みどりの保全と推進を進める上で、NPO等との団体と連携することは有意義であると考えています。区内には、みどりに関心を持っている団体や機会があればみどりの活動に参加したいと思っている区民等がいますので、他の自治体の事例を参考にしながら、これらの区民等との連携を検討していきます。</p>
<p>みどりの保全と創出に係る活動グループやNPOに対する助成制度を充実すべきである。</p>	<p>区では、地域緑化に取り組む団体を対象に「みどりの協定」を締結し、緑化材料を支給することによりみどりの創出の支援を行っています。平成21年度には筆筒地域周辺を「みどりの推進モデル地区」に指定し、助成制度の拡充を図っていきます。</p> <p><u>区民との協働による緑化の推進 4,379千円 地域が主体となった緑化活動を支援</u></p>

外部評価実施結果:報告書32ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>保護樹木の指定について、目標を高く掲げ、積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>今年度は所有者等への積極的な働きかけにより、昨年度に比べて18本増加し、現在1,044本となっています。 平成21年度は、新たに特別保護樹木制度、保護樹木等移植助成、落葉回収処理を実施するなど、制度を充実していきます。</p> <p><u>樹木、樹林等の保護 13,101千円</u></p>
<p>公共が保有している貴重な樹木も保護樹木として指定し、これらの樹木を「まち歩きマップ」などで紹介することにより、区民の樹木愛護・緑化の啓発に役立ててはどうか。</p>	<p>平成21年度に指定する景観重要樹木は、公共が保有する樹木も対象としていきますが、その他の貴重な樹木を保護樹木に指定することについても検討していきます。 また、地域の紹介マップや冊子の作成に際しては、これらの樹木を紹介することを検討します。</p>
<p>景観計画を策定中との説明を受けたが、景観重要樹木の指定を取り入れて、樹木の保護を進めてほしい。</p>	<p>平成21年度は、景観法で定める景観重要樹木の指定をし、これらについては特別保護樹木に指定し、剪定等の維持管理支援を強化していきます。</p> <p><u>樹木、樹林等の保護 13,101千円</u></p>

【外部評価の対象施策】

施策29:清潔で美しいまちづくり B (資料50ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

路上喫煙対策の推進 B

ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進 B

新たな景観まちづくりの推進 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書34ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
地域の取組みや事業者の取組みを推進するための事業展開が必要である。取り組んでいる事業者を広報紙で紹介するなど、インセンティブを考えてはどうか。	地域や事業者の路上喫煙対策やまち美化活動への取組みを広報紙・ホームページ等でPRしていきます。
清掃活動を市民文化として定着させることが、施策の達成につながるのだから、イベントを日常化させることが大切である。そこで、ごみゼロデーの参加団体数だけでなく、普段から清掃活動をしている事業者数を指標にできないか。	事業者の活動状況等、区が把握できる情報を踏まえ、指標の設定を検討していきます。

<p>外部評価実施結果:報告書34ページ</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>景観計画を策定中との説明を受けたが、地域の特性をとらえた実効性のあるものにしてほしい。</p>	<p>平成20年8月に策定した景観まちづくり計画(素案)では、地域の特性をふまえ、区内を6つの区分地区に分け、それぞれに景観形成方針や景観形成基準を定めており、景観形成基準は、景観法の規定による「行為の届出制度」に活用します。</p> <p>また、景観形成基準のほか、区内を景観特性に基づき72エリアに分け、それぞれに景観形成の目標や方針、考え方、具体的方策を定めたエリア別景観形成ガイドライン(素案)も合わせて策定しており、景観事前協議制度や地域での景観に関する合意形成において活用します。</p> <p>地域の特性をふまえた良好な景観の形成に向けて、「行為の届出制度」と「事前協議制度」によって、建築物等を適切に誘導し、また、景観形成ガイドラインで示した指針をもとに、地域での景観に関する議論を深め、区、区民、事業者が協働して取り組みます。</p> <p><u>景観計画の推進 4,038千円</u> <u>エリア別景観形成ガイドラインの作成等</u></p> <p><u>地域の景観特性に基づく区分地区の指定 3,500千円</u> <u>特定の地区において、独自の景観形成基準を設定する地域の景観特性に基づく区分地区指定調査を1年前倒しで実施</u></p>

【外部評価の対象施策】

施策32:商店街の活性化 B (資料51ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

商店街ステップアップ支援 B

施策33:魅力ある買物空間づくり B (資料52ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

魅力ある商店街づくり支援 B

商店街にぎわい創出支援 B

施策34:消費者の自立支援 B (資料53ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

消費者学習の充実 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書35ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>消費者の自立支援として、「安全・安心をキーワード」とあるが、食の安全、環境保全も入れて、市民活動との協働・連携を深めるべきである。</p>	<p>消費者団体等との協働事業として、消費者団体やグループが日頃の学習や活動の成果を発表する場として、消費生活展を開催しています。 参加団体は、消費者問題、食、環境、健康など幅広い分野で活動している団体へ呼びかけています。テーマも、平成19年度は「人も地球もすこやかに ロハスでくらそう」、20年度は「食と環境 自然との共存のために私たちはどうすべきか」に設定しており、食の安全や環境保全についても活動成果の普及に努めています。</p> <p><u>消費生活センターの機能充実 2,950千円</u> <u>「食の安全」や「多重債務」などの消費者問題に、保健所や福祉事務所と一体的・総合的に対応できる体制を整備するため、消費生活センター(消費生活相談などの機能)を第二分庁舎分館に移転するとともに、現施設を消費生活センター分館として消費者団体の活動支援などの場として活用</u></p> <p><u>食品表示相談等 1,892千円</u></p> <p><u>消費生活展 9,007千円</u></p>
外部評価実施結果:報告書35ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断

<p>ステップアップ支援は、毎年度7件を目標にしているが、年々減ってきており、19年度は実績が1件になっている。「達成度」が1、「実施の成果」は3、総合評価はBになっている。この事業は、もういらないという評価なのか、目標の7件は妥当なのか、非常に分かりにくい。説明を受けたところ、実施効果が大きいと把握・確認できたので、総合評価Bは妥当であることが分かった。そこで、成果指標には、補助事業の実施件数ではなく、「事業の結果、来街者が増えた」といった具体的な目標を設定して、次年度以降も実効ある支援事業として行われるように、進捗管理をしてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、平成19年度までの実績件数は年々減少の傾向にあり、目標値を下回っているのが現状です。これを受け区では、平成19年度から実施している「商店会サポート事業」と連携させ、本事業の推進を図りました。</p> <p>その結果、商店会サポーターを活用して本事業を実施した商店会では、加入促進強化につながったり、商店街の地域資源の掘り起こしができるなどの効果を上げています。</p> <p>今後、本事業を活用した結果、商店会にとってどのような効果があったか、またどのような支援が必要であるかなど、商店会サポーターとの連携を含めて検証していく必要があると考えます。具体的には、本事業を実施した商店会に対し、事業終了後に実績報告書及び効果報告書を提出してもらい、来街者数や売上向上につながったか等のアンケート調査を実施します。</p> <p>このように、本事業の実施成果等を個別に把握しながら、実効性のある支援事業としていきます。</p>
<p>商店会サポーターの活用は実効性があり、今後さらなる充実と活用が望まれる。</p>	<p>平成19年度から本事業は、重点として30商店会をターゲットに支援を行い、その結果、2商店会の取り組みをモデル事業につなげるなど、既存事業を活用しながら商店会の組織力強化など成果を上げてきました。しかしながら、異業種の集合体である商店会は、商品のマーケティングや売り方が異なるため、商店会の組織力強化だけでは限界にきており、同業者(組合等)とのネットワークや連携などが必要となってきました。また、地域の貴重なインフラとしての重要な役割を担う商店街の活性化を図ることによって、地域にやすらぎと賑わいを生み出し、地域コミュニティを支えていくことにもつながります。</p> <p>このため区では、平成20年度から本事業を計画事業とし、平成21年からは更に拡充を図り、現在の30商店会から新たな商店会への参入も含めて、本事業を推進していきます。</p> <p><u>商店会サポート事業 13,203千円</u> <u>商店会サポーターを1名増員し、同業者組合への助言活動等を新たに実施</u></p>

外部評価実施結果:報告書35ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>ステップ・アップ・フォーラムは、これまでの発表会形式を見直し、商店会サポーターの活用を促すような会合に転換すべきである。</p>	<p>これまでステップ・アップ・フォーラムは、区内商店会員を対象に、区内外の商店街活動の成功事例や活動を紹介するなどの学習会として、年1回実施してきました。</p> <p>ご指摘のありました実施形式については、平成19年度からの「商店会サポーター」の設置に伴い、具体的なノウハウや個々に抱える課題等についての自由な意見交換や情報共有などを行う、商店会サポーターのコーディネートによるディスカッション形式を中心に実施いたしました。多岐に渡るネットワークや実例などの情報を持つ商店会サポーターを活用することにより、参加者からは「参考になった」等、好評を得ています。</p> <p>今後は、これまで年1回の実施でしたが、テーマを絞ったグループミーティングなどの場としても活用し、また、商店会と地域の方々が共に協力し合い、まちの活気を生み出すきっかけづくりができるよう、本事業の充実を図っていきます。</p>
<p>商店街のにぎわいを創出するためには、空き店舗対策も必要である。20年度から事業化したとの説明を受けたが、空き店舗は、商店街に魅力がないため空いたままになっているのだから、消費者の視点を入れて、サポーターの活用と結びつけた対策を講じるべきである。空き店舗の担い手として、NPO、学生、市民団体等、商店街の実情にあった担い手を考慮する必要もある。</p>	<p>空き店舗対策については、平成20年度から「商店街空き店舗活用支援事業」を実施しているところですが、ご指摘にありましたように、多様化する消費者ニーズや受け入れる商店会の現状などの情報収集が必要です。従って、商店会サポーターを中心として、これらの情報収集を行い、また、地域団体や学生・NPOなどとの情報交換や連携、関係機関等との協力体制の強化を図りながら推進していきます。</p> <p>空き店舗活用支援 10,482千円 事業規模を1所から3所に拡充</p>
<p>商店街は、高齢者への配慮や防犯・防災の取組みなど、地域の貴重な生活インフラであるという、共益の視点をもって、サポートを必要としている商店会を訪問して、良い事例を紹介して支援策を説明するなど、活性化に向けた積極的な働きかけをしてほしい。</p>	<p>平成19年度から「商店会サポーター」の設置に伴い、商店会の組織強化を図り、活気ある商店街づくりを推進し、モデル事業へつなげるなどの実績を上げてきたところです。しかしながら、近年、商店街の役割については、単なる買い物場だけでなく、地域コミュニティを支えるほか、地域の安心安全にも貢献するなど地域にはなくてはならない存在となってきました。</p> <p>区では、これらを含めご指摘にあるような視点をもって、新たな商店会への参入が可能となるよう、平成21年度から「商店会サポーター事業」を拡充し、より多くの商店会の活性化に向けた積極的な働きかけを行っていきます。</p>

<p>外部評価実施結果:報告書35ページ</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>商店街の活性化には観光の視点も必要であるから、区の組織改正により所管が別になったが、十分連携して推進してほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、産業における「観光」は、商店街の活性化において重要な要素と言えます。平成19年度、実施した「商店街まち歩きツアー」などの企画は、商店街のPRにつながり、来街者増加のきっかけづくりとなりました。</p> <p>今後も、商店街の地域資源やイベントなどを見直しながら、文化観光国際課と連携し、観光の視点を取り入れた商店街振興を推進していきます。</p>

【外部評価の対象施策】

施策35:環境への負荷の低減 B (資料54ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

地球温暖化対策の推進 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書38ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>新宿区省エネルギー環境指針に基づいた取り組み状況が分かりにくいので、成果指標にCO2の削減量やエネルギー消費の削減量を用いるべきである。</p>	<p>新宿区省エネルギー環境指針に基づいた各年度のCO2削減目標を成果指標とし、削減量の簡易算定により検証していきます。</p>
<p>CO2削減の目標に向かって削減計画を立て、第一次実行計画で区・区民・事業者が取り組むことを位置づけ、推進しているとの説明を受けたが、区民とともに推進していく体制(たとえば区民推進会議等)を作って取り組むとともに、区民が自発的に取り組み、成果が見えるような形のインセンティブな手法を検討すべきである。</p>	<p>区民・事業者の参加によるCO2削減運動の効果を簡易算定し、区全体の成果を公表していくとともに、環境配慮行動をポイント化し、蓄積した区民・事業者が植林を行う制度を構築します。</p> <p>CO2削減に効果のある屋上緑化、壁面緑化をさらに推進するため、平成21年度は「屋上緑化等推進モデル地区」を指定し、助成制度の拡充を図ります。</p> <p><u>区民の省エネルギーへの取り組みの促進・支援 55,134千円</u></p> <p><u>空中緑花都市づくり 6,228千円</u></p>
<p>自然エネルギーの活用について、区が率先して取り組むことにより、事業者や区民を誘導すべきである。すなわち、区の公共施設に積極的に導入するとともに、国や都の助成制度と連動して、事業者や区民のニーズに即して区独自の支援制度も検討すべきである。</p>	<p>庁内連携組織による区有施設への太陽光発電設備導入等の検討、区民の太陽光・太陽熱利用機器設置に対する助成制度を実施します。</p> <p><u>区民の省エネルギーへの取り組みの促進・支援 55,134千円</u></p> <p><u>省エネルギー機器の設置助成</u></p> <p><u>区が率先して取り組む地球温暖化対策 52,888千円</u></p> <p><u>グリーン電力の購入、CO2削減啓発パンフレットの作成、新宿西戸山中学校及び(仮称)西新宿子ども園の太陽光発電機器設置</u></p>

【外部評価の対象施策】

施策36:資源循環型社会の形成 B (資料55ページ参照)

< 評価対象とした事業と内部評価 >

ごみの発生抑制に向けた普及啓発 B

資源回収の推進 B

【総合判断】

外部評価実施結果:報告書39ページ	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>集団回収について、町会・自治会や集合住宅が取り組んでいる実態を把握した上で、区民が参加しやすいように、早急にシステムを見直してほしい。</p>	<p>集団回収を行う町会・自治会・マンション管理組合等の団体を支援するため、回収量に応じた報奨金や消耗品、用具の支給等を行っていきます。また、活動実態を把握するため、各団体に対しアンケート調査を実施します。</p>
<p>10年間にごみ量半減、資源化率倍増という計画を立てているが、どのように効果的に進めていくのか。中小事業者に対する働きかけを重点的に行うか、家庭ごみの有料化を検討するなど、具体的に取り組んでほしい。</p>	<p>区民団体・事業者・区の3者で設立した「新宿区3R推進協議会」において、実効性のあるごみ減量施策を検討していきます。</p> <p>事業系ごみの減量や資源化促進のため、新たな係を設け立入指導等の充実を図ります。</p> <p>家庭ごみの有料化については、区民に直接負担を課するものであり、不法投棄などの懸念もあり、区民との十分な意見交換が必要です。内部での研究を行うとともに、幅広い意見の聴取に努め、ごみ減量の推移を見ながら検討を進めていきます。</p> <p><u>資源回収の推進 754,010千円</u> <u>びん・缶・ペットボトルの狭小路地地域における拠点回収を実施</u></p> <p><u>ごみの発生抑制の推進 6,819千円</u> <u>容器包装類実態調査を拡充実施</u></p> <p><u>事業系ごみの減量推進 5,016千円</u> <u>事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入指導の強化、実態調査による台帳の整備</u></p>
<p>新宿区は全国へ影響力がある自治体であると思うので、ごみの発生抑制に対し、相当の決意をもって取り組んでほしい。</p>	<p>事業系ごみ減量に向けての新たな計画事業化や「新宿区3R推進協議会」の運営により、着実に効果を上げていきます。</p>

< 資 料 >

資料の見方

内部評価実施結果の概要: 本文 ページ掲載施策

総合判断本文の掲載
ページです。

施策名 (報告書 ページ)

所管部(局)名	
施策の目的	
施策を構成する計画事業と内部評価	
<u>B</u>	
B	
施策の内部評価	
施策の今後の取組み・改革の方針	

区が行った「平成 20 年度
内部評価実施結果報告書
(本編)」から、抜粋してい
ます。
外部評価の対象となった
事業に、下線を付していま
す。

内部評価実施結果の概要:本文3ページ掲載施策

施策2:きめこまやかな総合的福祉の推進 (報告書116ページ)

施策6:福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開 (報告書124ページ)

施策7:ともにつくる福祉の推進 (報告書126ページ)

施策2:きめこまやかな総合的福祉の推進

所管部(局)名: 福祉部、健康部
施策の目的 区民が安心して福祉サービスを利用することができるように、福祉制度全般に対応する利用者を支援する制度が確立することを目的とします。 認知症の高齢者等が、判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合においても、地域で安心して生活を続けられるように成年後見制度推進機関を設置し、制度の積極的な活用を目指します。
施策を構成する計画事業と内部評価 利用者支援の充実 B 成年後見制度の利用促進 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの 総合評価をBとした理由は、区民に身近な相談窓口としての成年後見・権利擁護相談の実績が前年度に比較して約2倍の伸びとなった反面、福祉サービス第三者評価の実績が目標値に達しなかったことによります。 サービスの負担と担い手 この施策におけるサービスは、東京都からの補助金によって賄われています。相談事業やサービス事業者に関する情報提供は利用者支援に資するものです。特に、認知症等により判断能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度を普及させ、制度の利用推進を図っていくことは行政の重要な役割です。そのため、区が積極的に関与すべきであると考えます。 適切な目標設定 目標値はこれまでの実績や今後の計画的な事業執行を考慮して設定したもので、妥当であると考えます。 効果的・効率的な視点 迅速な関係窓口への引き継ぎや統一された手順による事務処理を行うなど、効果的・効率的に事業が実施されています。成年後見センター(社会福祉協議会)では、専門員による相談窓口を設けるとともに各種サービスを提供しており、利用者の利便性が図られています。 目的の達成度 福祉サービス第三者評価は、平成18年度に比べて7件の増となりましたが、目標値には達しませんでした。一方、相談件数は635件、ホームページへのアクセス件数は132万件余となり目標値を上回りました。特に、成年後見センターでは、専門家による相談窓口を充実したことにより、相談件数が平成18年度に比べて2倍(525件)に増加しました。

施策の今後の取組み・改革の方針

福祉サービス第三者評価については、区立施設に対する評価が終了したことから、経常事業の「利用者支援の充実」に引き継ぎ、定期的な受審に努めていきます。なお、民間事業者に対しては、サービスや経営の良い点を自覚する「新たな気づき」の効果もあることを強調し、積極的な受審を働きかけていきます。

成年後見制度の利用促進については、成年後見センターにおける運営体制の充実と制度の普及啓発のために、総合計画の基本施策「 - 1 - 人権の尊重」に引き継いで取り組んでいきます。また、なお、相談件数の増加に伴い、平成21年度には担当職員を増員して支援活動の強化を図ります。

施策6：福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

所管部(局)名：福祉部、健康部

施策の目的

区民ニーズの多様化に対応して地域における福祉と保健・医療サービスなどの総合的な展開を図ります。

施策を構成する計画事業と内部評価

介護サービス基盤整備の推進 D(目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの)

介護予防事業の整備 B

自立支援対策の推進 B

認知症高齢者対策の推進 B

地域包括支援センターの運営支援 B

介護保険利用者保護体制の充実 B

介護保険の適正利用の促進 B

施策の内部評価：B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの

総合評価をBとした理由は、施設整備については、整備は進みませんでした。他は、当初の目標を達成したことによります。

サービスの負担と担い手

この施策におけるサービスは、区が実施主体となり、または責任を持って推進する必要があるため、行政が担うものです。

適切な目標設定

目標設定は、区ニーズを押し量る事業結果としての参加者数や満足度としていますので適切です。

効果的・効率的な視点

この施策は、施設整備については国・都の補助金を有効活用し、その他の事業は適切な受託事業者への委託事業として実施しているため、費用対効果から見て、効率的に行われています。

目的の達成度

介護予防や認知症対策については、教室に参加するように積極的に働きかけたり、普及啓発を図ることにより、参加者数等の増加が図られ、地域における福祉・保健サービスの展開が図られました。

施策の今後の取組み・改革の方針

今後も、地域密着型サービスの整備を進めていく必要があります。この事業は、平成20年度までを計画期間とする第3期介護保険事業計画に基づくものであるため、総合計画の基本施策「 - 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実」に引き継いで取り組んでいきます。

介護予防事業は、介護保険法に基づく地域支援事業として実施しており区市町村の実施が必須の事業です。今後は区の経常事業として実施していきます。

認知症の予防、早期発見・早期対応による進行抑制策、認知症の本人及び家族への支援等について関係機関等と連携しての対策を検討していくことが必要です。

苦情・相談対応等の利用者保護体制については、これまでの取組みにより苦情相談窓口として確実に定着しました。このため、20年度からは経常事業の「利用者保護体制の充実」に引き継いで取り組んでいきます。

地域包括支援センターについては、地域の様々な課題を解決する取り組みを始め、医療の必要性の高い方への支援や認知症など多様なニーズに対応する中心の機関として、地域包括支援センターを明確に位置付け、地域包括ケア体制の充実を図ります。

施策7:ともにつくる福祉の推進

所管部(局)名:福祉部

施策の目的

障害者が地域社会の中で、生活を営めるように、その能力と適性に応じた訓練環境を整備します。ショートステイ事業により、介助者の急病時や休養の機会提供などの支援を行います。地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認や話相手になるなどして、高齢者の孤独解消と事故の未然防止を図ります。併せて介護の予防と自立した生活を支援します。高齢者が地域社会の支えあいの中で生活を営めるようなネットワークの推進を図ります。

施策を構成する計画事業と内部評価

知的障害者・障害児ショートステイの充実 B
心身障害者グループホームの設置促進 B
障害者入所支援施設の設置促進 B
地域見守りネットワークの充実 B

施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの

平成19年度の評価をBとした理由は、障害者グループホームは一旦計画通り設置されたこと、障害者入所施設は開設見込みと、実行計画化による取り組みの継続の確認ができていること、また、地域見守り事業については、利用者数が安定した数で推移していることによります。

サービスの負担と担い手

ショートステイ事業については、事業運営を安定的に実施するためにも区で実施する必要があります。地域見守り事業については、一部、都補助金(高齢社会対策)によって賄われているもので、行政が担うものです。

目標設定

目標は、平成16年度を基準として一定の増加を見込んだもので、適切です。

効果的・効率的な視点

障害者サービスの基盤に関しては、民間の活力を中心に区が適切な支援を行い基盤整備を行います。国や東京都の補助金も活用し効率的です。ショートステイ事業については、新宿生活実習所指定管理者により効果的効果的に運営されています。

地域見守り事業は、社会福祉協議会へ委託して実施しています。高齢者に対する見守りや相談事業は地域ボランティアによって行われており、効果的に運営されています。

目的の達成度

障害者のグループホーム・入所施設等の基盤整備については、施設の閉鎖、開設年次の遅れなどがありました。ショートステイ事業は計画通りの達成であり、さらに毎年3%以上登録者も増加し事業は順調に推移しています。

地域見守り対象者は、他事業の申請時に本事業を説明し、申込を勧めるなどして事業の周知を図ったことにより、第四次実施計画策定時の目標値530人に対し561人の登録を達成しました。

施策の今後の取組み・改革の方針

第一次実行計画において、「34 グループホーム(知的)等の設置促進」として、障害者グループホームまたはケアホームを平成22年度までの3ヵ年で合計3箇所整備すること、「34 障害者入所支援施設(知的)等の設置促進」として、入所待機者の解消と、地域での在宅生活を送る障害者やその介護者への支援体制の充実を図ることに取り組んでいきます。

地域見守り協力員事業は、第一次実行計画の「30 地域見守り活動の推進」に引き継いで取り組んでいきます。地域のさまざまな団体への働きかけ等により登録ボランティアの拡大を図るとともに、高齢者の地域参画のきっかけづくりや相談相手になるなど、高齢者の生活支援につながるよりきめ細かな見守り体制を推進していきます。また、他の一人暮らし高齢者向けサービスと連携しながら見守り対象者の利用促進を図ります。

内部評価実施結果の概要: 本文6ページ掲載施策

施策5: 子育て支援の推進 (報告書120ページ)

所管部(局)名: 子ども家庭部、健康部、教育委員会事務局
施策の目的 子育て支援サービスの質・量の充実に図るとともに子育て家庭のニーズを捉えた使いやすいサービスの実現を目指します。 子育て家庭を地域で支えあうための機会や場の充実に図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価 待機児童の解消 B 子育て相談の充実 B 絵本でふれあう子育て支援 B 在宅子育て支援サービスの充実 B 子ども家庭支援センター機能の強化 B 乳幼児親子の居場所づくり B 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化 B 幼稚園と保育園の連携・一元化 B 新宿区児童手当 B 子ども医療費助成 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの 概ね計画どおり保育園の待機児解消、相談件数の増加、幼稚園と保育園の連携・一元化施設を開設したため、総合評価をBとします。 サービスの負担と担い手 サービスは、税負担により実施していますが、保育等のサービスについては保護者負担を導入しています。今後、運営費における適正な税負担についての検討が必要なものも考えます。担い手は行政のみでなく、多様な主体が様々な区民ニーズに応える体制を整えています。 適切な目標設定 待機児童の解消、相談の充実、幼稚園と保育園との連携・一元化など、区民ニーズに対して適切な目標設定になっています。 効果的・効率的な視点 施策の実施は、区と様々な事業主体で行なうことにより、量や質の拡大が可能となり、保育時間の延長・緊急時の受入れなど効果的・効率的に行なわれています。 目的の達成度 目標を達成できなかったものもありますが、その事業についても18年度に比べ達成率は上がりました。全体として、実施計画に基づき子育て支援サービスの質・量の充実と統合化が進みました。
施策の今後の取組み・改革の方針 今後も、社会状況や保護者の意識の変化などを踏まえつつ、子どもの幸せの実現と自立を視点にした施策を推進していきます。 また、関係機関が常に連携しながら、効果的な実施体制を構築していきます。 この施策は、新宿区総合計画の基本施策「2 地域において子どもが育つ場の整備・充実」と「2 地域で安心して子育てができるしくみづくり」に引き継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要:本文9ページ掲載施策

施策8:学習・教育環境の充実 (報告書128ページ)

施策9:開かれた学校づくり (報告書130ページ)

施策8:学習・教育環境の充実

所管部(局)名: 教育委員会事務局、子ども家庭部
施策の目的
21世紀を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するために、家庭、地域と学校の連携を進めるとともに、学校教育及び学校外教育環境の充実を図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価
家庭の教育力の向上 B 地域の教育力との協働・連携の推進 B 特色ある学校づくり B 情報教育の推進 B 少人数学習指導の推進 B 確かな学力推進員の配置 B 学校図書の実充 B 地域学校協力体制の整備 B 特別支援教育の実充 A(事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの) 幼稚園と保育園の連携・一元化(再掲) B 学校適正配置の推進 B 学校施設の計画的整備 B 学校施設の改修 B 学校施設の改善 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
概ね計画どおり地域団体の自主的活動、特色ある学校づくりの取り組み、学校適正配置の推進を行なえたため、総合評価をBとします。 サービスの負担と担い手 子どもたちにとって良好な学習・教育環境を整備することは、学校設置者である区の責務です。また、家庭・地域の連携を高め、学校の教育活動に積極的に地域人材を活用することでさらに教育効果が高まります。 適切な目標設定 地域団体の自主的活動、特色ある学校づくりの取り組み、学校適正配置の推進など、区民ニーズや今日的な教育行政の課題に計画的に取り組む事業として適切な目標設定と考えます。 効果的・効率的な視点 少人数学習指導の推進や心身障害教育の実充など個に応じたきめ細かな指導は各学校・保護者からの期待が高く、各学校の実情や子どもの実態に合わせて具体的な施策を講じることは、子どもたちの心身の成長に大きな効果を与えています。 目標の達成度 目標を達成できなかったものもありますが、個々の事業に関しては確実に進捗しており、次代を担う子どもたちの成長のため、学校・家庭・地域の連携が進み、教育環境を改善・充実することができました。

施策の今後の取組み・改革の方針

今後も、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を受けられるようにするとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた責任を果たして一体となって取り組めるよう推進していきます。

この施策は新宿区総合計画の基本施策「-3- 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実、学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり、家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり」等に引き継いで取り組んでいきます。

施策9：開かれた学校づくり

所管部(局)名:教育委員会事務局

施策の目的

児童、生徒や地域の実態を踏まえた教育活動を行い、適切な学校運営を行うため、地域に開かれた学校づくりを積極的に推進します。また、国際的視野をもち、我が国や諸外国の伝統や文化についての理解を深め、進んで国際社会に参加する態度を養います。

施策を構成する計画事業と内部評価

開かれた学校づくり B
国際理解教育の推進 B

施策の内部評価：B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの

概ね計画どおり自己評価の公表、外国人英語指導員の活用が進んだため、総合評価をBとします。
サービスの負担と担い手

この施策における事業は、子どもたちが国際社会に生きる日本人として成長するうえで欠かせないものであり、公立学校の教育活動の中で着実に進める必要があります。また、開かれた学校づくりにおいては各学校の教育活動をより効果的なものにするため区民が学校運営に参画するしくみが重要です。

適切な目標設定

自己評価の公表、外国人英語指導員の活用など、区民意見を学校の教育活動に活かす視点や各学校の英語活動を充実する視点として開かれた学校づくりの事業として適切な目標設定と考えます。

効果的・効率的な視点

外国語英語指導員の活用や日本語適応指導においては、各学校の実情や子どもの実態に合わせて具体的な施策を講じることで個に応じたきめ細かな指導が実現できています。また、開かれた学校づくりにおいては、公募の評議員を増やすなど、より効果的な改善を図る必要があります。

目標の達成度

個々の事業は確実に進捗しており、児童・生徒に他国の人と積極的にコミュニケーションを図れる能力が身に付くとともに、学校評議員の積極的な活用により、地域に信頼される開かれた学校づくりが進んでいます。

施策の今後の取組み・改革の方針

今後も、子どもに国際的な視野を持たせ、コミュニケーション能力の育成を図るための施策や、地域に開かれた学校づくりを着実に進めていきます。この施策は新宿区総合計画の基本施策「-3- 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実、家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり」に引き継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要: 本文11ページ掲載施策

施策10: 生涯学習、スポーツの条件整備 (報告書132ページ)

所管部(局)名: 地域文化部、教育委員会事務局
施策の目的
人生80年を前提に区民が充実した生涯を送れるように、区民各世代の学習意欲に応え、生涯学習活動、スポーツ活動などの場と機会の確保、充実を図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価
職員の地域派遣事業の推進(ふれあいトーク宅配便) B 屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保 B 生涯学習指導者・支援者バンクの充実 B 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成 B 子ども読書活動の推進 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
総合評価をBとした理由は、個々に課題はあるものの、現状を踏まえた取組みとして一定の効果を上げているといえると判断したからです。 サービスの負担と担い手 この施策におけるサービスは、場の確保・整備については行政が、プログラムサービスの充実、指導者の養成・活用は(財)新宿区生涯学習財団または民間事業者(指定管理者を含む)が担うものです。 また、利用者や団体間の育成・連携の仕組みづくりについては、行政・地域・区民が一体となって行う必要があります。 適切な目標設定 目標設定は、数値だけでは評価しにくいいため、事業の質や区民満足度の観点から今後改善が必要です。 効果的・効率的な視点 この施策は、行政だけで実現できるものではないため、学校・民間・地域等と連携して有機的・効率的に推進する必要があります。 目的の達成度 この施策は短期的に成果があがる事業ではありませんが、個々の事業において一定の成果は上がっています。しかし、さらに区民ニーズに応えていく必要があります。
施策の今後の取組み・改革の方針
区民が100%満足する生涯学習・スポーツ環境を整備することは困難ですが、民間・地域・他自治体等と連携を強化するとともに、区内のあらゆる資源を有効に活用し、地域の総合力を結集した生涯学習・スポーツ社会の実現を目指します。 この施策は、新宿区総合計画の基本施策「-2- コミュニティ活動の充実と担い手の育成」「-4- 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」等に引き継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要: 本文12ページ掲載施策

施策22: 防災都市づくり (報告書156ページ)

所管部(局)名: 都市計画部、区長室、地域文化部、みどり土木部、環境清掃部
施策の目的 建築物の不燃化、耐震化の促進及び道路や広場の整備等により、都市防災機能の向上を図るとともに、総合的な治水対策の推進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
施策を構成する計画事業と内部評価 都市防災機能の向上 B 百人町三・四丁目地区の整備推進 B 百人町三・四丁目地区の道路・公園整備 B 歌舞伎町対策の推進 B 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 A(事業の意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの) 安全・安心な建築物づくり A 建築物等耐震化支援事業 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの 施策の各事業において、概ね目標値を達成できたため、総合評価をBとしました。 サービスの負担と担い手 区民や事業者、行政が連携・協働し、災害に強い都市づくりや、安全・安心で逃げないですむまちづくりに取り組みました。 適切な目標設定 防災上危険な状況にある木造住宅密集地区の改善や、百人町三・四丁目地区における道路・公園等の整備による広域避難場所における機能強化、地震に強い住まいづくりなど、本施策は区民が安全・安心して暮らせるまちづくりを目指すものであり、減災社会に向けた区民ニーズを踏まえたもので、適切な目標設定です。 効果的・効率的な視点 各事業は区民をはじめ、事業者、警察、消防等との連携・協働を基本として進められており、それぞれの役割分担により効率的に進捗しています。また区民の主体的な取り組みに対し、公共からの支援を有機的に組み合わせることで効果を挙げています。 目標の達成度 歌舞伎町の環境浄化や環境美化、安全・安心なまちづくりは着実に進捗しています。また安全・安心な建築物づくりにおいても、各検査の報告件数は着実に向上しています。木造密集地区については地元のみまちづくり組織との連携により、1地区で事業が完了し、更に1地区で事業化が進んでいます。耐震化支援事業では、19年度の耐震補強工事については目標件数には達しなかったものの、18年度に比べて2倍以上の増加となっています。
施策の今後の取組み・改革の方針 防災都市づくりを推進する上で、防災上危険な密集市街地の整備は最も重要な課題の1つですが、関係者間の合意形成や建替えなどに一定の期間が必要となるため、事業期間が長期化する傾向にあります。今後も地元のみまちづくり組織と協働し、必要な延焼防止機能や避難機能を確保すべき地区での事業を進めていきます。耐震化支援事業は、耐震改修促進計画を踏まえた上で、事業の拡大・拡充を行うとともに、区民の方への周知方法や募集方法等について改善し、区民に利用しやすい制度としていきます。この施策は新宿区総合計画の「 - 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」「 - 4 - 犯罪の不安のないまちづくり」に引継ぎ、取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要: 本文16ページ掲載施策

施策23: 地域ぐるみの防災体制づくり (報告書158ページ)

所管部(局)名: 区長室、地域文化部、福祉部、子ども家庭部、環境清掃部ほか
施策の目的 減災社会の実現に向け、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という視点に立ち、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合い、災害に強いまちづくりを地域ぐるみで協働することができる体制づくりを推進することで、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護します。
施策を構成する計画事業と内部評価 <u>防災ボランティアの育成</u> B <u>避難所等の震災対策</u> B <u>災害対策用各種水利の確保及び充実</u> B <u>避難所機能の充実</u> B 災害情報システムの更新 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの 総合評価をBとした理由は、計画どおりに施策を推進し、予定していた成果をあげたためです。 サービスの負担と担い手 この施策におけるサービスは、災害から区民の生命、財産を守るという理由により、税負担により賄われるものでありますが、減災のまちづくりは住民との協働を基本としているため、住民と行政が担い手となります。 適切な目標設定 目標設定は、年2回開催している地域防災協議会を通して住民との協働の視点で充実を図っており、避難所機能の充実など区民ニーズを踏まえたものであり、適切といえます。 効果的・効率的な視点 この施策は、住民による自主運営を基本とした体制をもとに実施しているため、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。 目標の達成度 この施策は、地域防災協議会や町会の集まりの中で減災社会に向けた取組みをしてきた結果、区民と行政の役割分担が認識されてきたことにより、区民ニーズに充分に答えることが可能となりました。
施策の今後の取組み・改革の方針 平成16年度から実施している地域協働復興模擬訓練をはじめとした防災訓練等の中で、被災後の都市復興と生活復興のプロセスを住民とともに展開していくことで、減災社会の実現に向けたまちづくりの総合的な取り組みを構築していきます。 この施策は新宿区総合計画の基本施策「 - 3 - 災害に強い体制づくり」等に引き継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要:本文23ページ掲載施策

施策25:人にやさしい道路、交通施設の整備 (報告書162ページ)

施策39:環境保全型まちづくり (報告書190ページ)

施策25:人にやさしい道路、交通施設の整備

所管部(局)名:みどり土木部、都市計画部
施策の目的
交通の利便性や防災性の向上及び快適な生活空間の形成を図るために、区民生活に密着した生活道路等の整備を進めるとともに、誰もが安全で快適に歩くことができる歩行者空間等の整備をします。
施策を構成する計画事業と内部評価
<u>主要な生活道路の整備促進</u> B <u>細街路の拡幅整備</u> B <u>人とくらしの道づくり</u> B <u>道路の改良</u> B <u>やすらぎの散歩道整備</u> B <u>道路の無電柱化整備</u> B <u>路面下空洞調査</u> B <u>まちをつなぐ橋の整備</u> B <u>放置自転車対策の推進</u> B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
総合評価をBとした理由は、交通の利便性や防災性の向上、歩行者にとって快適で安全な歩行環境の整備に加え、交通安全意識の高揚を図れたことによるものです。 サービスの負担と担い手 大規模な再開発等、民間が係わる事業については、民間の協力を得て進める一方、その他の事業については、区が主体となるなど、適切な役割分担の中で行いました。 適切な目標設定 目標設定は、長期的な目標も視野に入れ、区民ニーズ、社会的な背景及び費用対効果を踏まえて設定しており、適切です。 効果的・効率的な視点 区が主体となって進める事業がある一方、大規模な再開発等、民間が係わる事業については、民間の協力を得て事業を進める等、適切な役割分担の基、効果的・効率的に事業を推進しました。 目的の達成度 細街路の拡幅整備や放置自転車対策等、区民生活にとっても身近なものは、着実な進捗により所定の成果を得ることができました。また、長年の課題であった大日本印刷通りの拡幅に併せた電線類の地中化も完了しました。さらに、新宿1,2丁目の人とくらしの道づくりも平成19年度に完了し、区民ニーズに応えることができました。

施策の今後の取組み・改革の方針

細街路整備や放置自転車対策は引き続き実施し、着実な成果を目指します。また、人づくりの道づくりについては、平成20年度新たな地区の選定を行います。道路の無電柱化事業については、19年度より事業に着手した新規2路線と併せ、要望の強い聖母坂通りについても既存道路ストックの中での地中化のモデルケースとして検討をはじめます。さらに、バリアフリー対策や自動二輪車対策についても、新たに実行計画として位置付け実施します。

この施策は、新宿区総合計画の基本施策「 -3- 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」、「 -3- 交通環境の整備 同 道路環境の整備」等に引き継いで取り組んでいきます。

施策39:環境保全型まちづくり

所管部(局)名:みどり土木部

施策の目的

環境に配慮した舗装を実施することでヒートアイランド抑制効果を高めるとともに、道路施設において、資源の有効活用を進めます。

施策を構成する計画事業と内部評価

環境に配慮した道づくり B

施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの

総合評価を「B」とした理由は、施策を構成する各事業がほぼ計画通りに進み、所定の成果が得られたことによるものです。

サービスの負担と担い手

環境負荷を抑制もしくは減少させるまちづくりの一環として、環境に配慮した事業を区が管理する道路に積極的に取り入れることは、区の責務であると考えます。

適切な目標設定

目標設定は、ヒートアイランド対策及び地球環境対策として、区内で大きな面積を占める区道で着実に進めるためのものであり、適切です。

効果的・効率的な視点

遮熱透水性舗装は、東京都土木技術センター等の技術的支援の中で、施工実績と効果検証を積んでおり、効率的に事業を進めているものと考えています。

また、木製防護柵においても、施工実績を積みながら、適切に維持管理しています。

目的の達成度

本事業では、地域に身近な区道における施策であることから、区民にも享受しやすく、道路環境改善策のひとつとして事業効果が高い施策であり、着実に目的が達成されているものと考えます。

施策の今後の取組み・改革の方針

研究機関とも連携して、評価・検証を進めていきます。

この施策は、新宿区総合計画の基本施策「 -3- 道路環境の整備」に引き継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要: 本文25ページ掲載施策

施策26: みどりと水の豊かなまちづくり (報告書164ページ)

所管部(局)名: みどり土木部
施策の目的 みどりの保全と創出を図るとともに、生き物が生息できる環境の回復と水辺の親水性の向上をめざすことによって、都市と自然が共生したうるおいとやすらぎのある空間の形成を目指します。
施策を構成する計画事業と内部評価 公共施設の緑化・民間施設の緑化 B 安心のみどり整備 D(目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの) みどりの保全 B 新宿りっぱな街路樹運動 B アユが喜ぶ川づくり B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの 総合評価をBとした理由は、学校緑化で目標の100%を達成する等、みどりの保全・回復と緑化の推進、水辺空間の整備が、概ね計画通り進捗したからです。 サービスの負担と担い手 この施策におけるサービスについては、区の施設の緑化や親水化を図ることは区の責務です。また、民有地のみどりについては、規制や助成によって緑化を進める区による誘導が必要です。 適切な目標設定 目標設定は、公有地と民有地の代表的な指標である、学校緑化の実施箇所数、親水施設の整備率、民有地の樹木の保護指定本数であり適切です。学校緑化は目標を達成したので、今後は全区有施設に対象を広げた目標設定が必要です。 効果的・効率的な視点 この施策は、区と、区民、事業者の連携と協働、区の助成により誘導の効果が上がっているため、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。 目的の達成度 この施策は、区民との協働による取り組みを進めた結果、接道部緑化助成の実績については不十分な面はありましたが、学校緑化の実施箇所数は目標の100%、親水施設の整備率は86%まで達成しました。保護樹木の指定も職員による指定の働きかけを強化し、目標の82%を達成しました。
施策の今後の取組み・改革の方針 公共施設では学校だけでなく、緑化を行っていないその他の区有公共施設で実施します。また、民間施設では、平成20年度は屋上、壁面緑化の助成制度(各10件ずつ)を実施するなど緑化の拡充を図ります。 水辺の整備では、河川や河川沿いの管理通路と公園を一体的に整備する「河川公園」の具現化を検討します。 この施策は新宿区総合計画の基本施策「 - 2 - みどりを残し、まちへ広げる」に引継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要: 本文27ページ掲載施策

施策29: 清潔で美しいまちづくり (報告書170ページ)

所管部(局)名: 環境清掃部、都市計画部
施策の目的
「ポイ捨て防止」の意識改革と美化活動の充実、「路上喫煙禁止」のPRとパトロールを行い、区、区民、事業者が協働し、清潔できれいなまちづくりを進めます。また、良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。
施策を構成する計画事業と内部評価
路上喫煙対策の推進 B ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進 B 新たな景観まちづくりの推進 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
総合評価をBとした理由は、業者委託によるキャンペーン・パトロール・繁華街清掃等を実施したため、路上喫煙率の減少率やゴミゼロの日参加団体数(団体)の目標値を達成することができたからです。 また、景観計画については、東京都との調整に時間を要したため、目標水準に達することができませんでしたが、おおむね計画どおりに事業を推進できたためです。 サービスの負担と担い手 この施策におけるサービスのうち、普及啓発は条例により区・区民・事業者の責務です。 適切な目標設定 目標設定は具体的に主要駅周辺の路上喫煙率や、区民等の美化清掃意識を反映した実績値であり適切です。 効果的・効率的な視点 この施策の中心事業である普及啓発活動のためのキャンペーン、パトロール、清掃活動は委託により実施しているため、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。 目的の達成度 喫煙率調査値から見て、路上喫煙は大幅に減少していますが、今後も路上喫煙ゼロを目指した意識啓発をさらに推進していく必要があります。ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進のため実施しているゴミゼロの日参加団体数からみて、美化意識が定着したと共に協働の仕組みも整ってきたと考えます。 景観計画の方向性については、平成19年度に素案を取りまとめたことで、景観計画を策定するための準備は整ったといえます。今後は、パブリックコメント等の法定の手続きを経た上で景観計画を策定すること、景観行政団体として景観まちづくりを進めるための条例制定等が課題となります。
施策の今後の取組み・改革の方針
早朝、夜間及び休日における美化活動については地元商店会、団体及びボランティアとの協働による清掃活動が定着してきていますが、今後更に、まち美化を推進するために美化推進重点地区を中心に、区民等との協働による清掃活動とポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンを総合的・一体的に実施していき、「美化の輪」を広げていきます。 この施策は新宿区総合計画の基本施策「 - 1 - 良好な生活環境づくりの推進」に引き継いで取り組んでいきます。 景観計画については、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくため、総合計画との整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、策定していきます。この施策は新宿区総合計画の基本施策「 - 1 - 地域特性に応じた景観の創出・誘導」に引き継いで取り組んでいきます。特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくための景観計画を策定していきます。

内部評価実施結果の概要:本文29ページ掲載施策

施策32:商店街の活性化 (報告書176ページ)

施策33:魅力ある買物空間づくり (報告書178ページ)

施策34:消費者の自立支援 (報告書180ページ)

施策32:商店街の活性化

所管部(局)名: 地域文化部
施策の目的
商店街を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、商店会が自主的に取り組む調査・研究等の事業に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化、自立化支援を図ります。
施策を構成する計画事業と内部評価
商店街ステップアップ支援 B
施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
総合評価をBとした理由は、本施策を活用することで、実施した商店会全てから事業効果が高いと評価を得られたことや、商店会からHP作成後にイベントの来街者増加などの効果を上げたとの報告があり、商店街に対する地域住民の認知度が上がっていることなどから、本施策が商店街の活性化につながるものと評価できるからです。 サービスの負担と担い手 この施策におけるサービスは、区が商店街の組織強化につながる事業を支援することで、地域コミュニティ等の強化促進につながるという理由により、事業の経費の一部が税負担により賄なわれるもので、商店会が事業の実施を担うものです。 適切な目標設定 目標設定は、各商店会が施策を効果的に活用することで、商店街の集客力の増加や販売促進につながり、まちの活性化を図ることができるという理由から、区民ニーズを踏まえたもので適切です。 効果的・効率的な視点 この施策は、事業を実施した商店会から高い評価を得ている点と、商店会に商店街PR事業として効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。 目標の達成度 この施策は、商店街の地域特性を活かした事業への主体的な取組みに対し区が支援した結果、商店街に対する地域住民の認知度の向上等に効果があり、区民ニーズに対して十分に応えることができました。
施策の今後の取組み・改革の方針
年々商店会からの申請件数が減少している状況を踏まえ、今後は、「商店会サポート事業」との連携や、「ステップアップフォーラム」等による情報提供の場を効果的に活用することで、商店会の意欲ある取組みをより促進し、商店街活性化事業として効果を高めていく必要があります。 この施策は、新宿区総合計画の基本施策「 - 3 - 誰もが、訪れたいくなる活気と魅力あふれる商店街づくり」に引き継いで取組んでいきます。

施策33:魅力ある買物空間づくり

所管部(局)名:地域文化部

施策の目的

商店会が実施する施設整備事業、IT活用事業及びイベント事業等を支援することにより、人が集まり交流する、楽しい買物の場として魅力ある商店街づくりを進めます。

施策を構成する計画事業と内部評価

魅力ある商店街づくり支援 B
商店街にぎわい創出支援 B

施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの

総合評価をBとした理由は、本施策を活用した商店会から事業効果が高いと評価を得られたことや、多額の経費を要することが多く、商店会にとって大きな負担となっている施設整備事業やイベント事業等に対して、区が支援することで、商店街のハード・ソフトの両面の整備や商店街の活性化につながるものと評価できるからです。

サービスの負担と担い手

この施策におけるサービスは、商店会による集客力向上や地域との交流を深める事業、安心安全なまちづくりにつながる事業等を区が支援することで、商店街の快適な買物空間づくりを図るという理由から、事業の経費の一部が税負担により賄われるもので、商店会が事業の実施を担うものです。

適切な目標設定

目標設定は、各商店会が施策を効果的に活用することで、商店街のにぎわいや快適な街づくりにつながり、商店街の活性化を促すとの理由により、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

効果的・効率的な視点

この施策は、事業を実施した商店会から高い評価を得ている点と、商店街の「魅力ある買物空間づくり」を促進し、地域コミュニティづくりの強化等を図るために効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

目標の達成度

この施策は、「魅力ある買物空間づくり」に向けた商店会の主体的な取組みに区が支援した結果、商店街のもつ地域における社会的機能を高める効果があることから、区民ニーズに対して十分に応えることができたと考えます。

施策の今後の取組み・改革の方針

今後も、商店街のにぎわいや潤いが創出され、商店街が人が集まり交流する空間となるよう、「商店会サポート事業」等とも連携し、支援していきます。

また、この施策は新宿区総合計画の基本施策「 - 3 - 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり」に引き継いで取組んでいきます。

施策34:消費者の自立支援

所管部(局)名:地域文化部

施策の目的

消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活を送れるよう支援します。

施策を構成する計画事業と内部評価

消費者学習の充実 B

施策の内部評価: B「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの

総合評価は、これまでの中学校における消費者教育の実施や地域団体への出前講座等を通じて、消費生活の情報提供や消費者教育の枠組みが定着しつつあり目標も達成していることや、高齢者被害の拡大に迅速に対応するために地域との協働により消費者被害防止のネットワークを構築して潜在化している被害の早期発見・解決に努めるなど、着実に消費者行政を推進している状況からBとしました。

サービスの負担と担い手

タイムリーな情報提供の枠組みや被害防止の仕組みの構築を区が担い、地域団体等の主体的な活動と連携しながら的確に消費者の自立支援を推進しています。

適切な目標設定

消費者情報の提供や消費者教育の枠組みが定着することを通じて、消費者の自立支援を推進することができますと考えています。その点では、出前講座の開催数を着実に増加し、毎年度確実に中学生向けの消費者教育が実施できる環境づくりを成果指標としています。

効果的・効率的な視点

頻回に出前講座を実施することにより、各団体等の活動の中で消費者情報を提供する機会が定例的に設けられています。また、社会人へと成長する過程の中学生を対象として、学校教育の場面で消費者教育を実施する方法は効果的です。このような枠組みが定着することで、消費者情報の提供や消費者教育を受ける区民の裾野は確実に広がりを見せ、効果的・効率的に消費者の自立支援を推進することができます。

目標の達成度

これまでの取組により、成果指標に掲げた出前講座の開催数や中学生への消費者教育用副読本の配付状況も目標を達成しており、消費生活の情報提供や消費者教育の枠組みが定着しつつあります。また、10年間の施策の推進状況を見るための「出前講座の受講者数」は目標値を大きく上回る実績であり、目標を達成しています。

施策の今後の取組み・改革の方針

新たに発生する消費者問題や巧妙化する悪質商法に的確に対処できるよう、消費生活相談、消費者教育、適時な情報提供など消費者の自立に向けてさらに各支援の強化を図ります。特に、区民が抱える様々な問題に迅速に対応するため、庁内の各部門はもとより地域団体等との連携・協働を強め、生活者の視点に立った総合的な消費者行政の推進に努めることにより、日常生活の安全・安心を高めるまちづくりを進めます。

この施策は、新宿区総合計画基本施策「-4- 消費者が安心して豊かにくらすまちづくり」に引き継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要: 本文33ページ掲載施策

施策35: 環境への負荷の低減 (報告書182ページ)

所管部(局)名: 環境清掃部
施策の目的
区内の大気汚染、騒音・振動、悪臭の状況を把握するとともに、公害の発生源に対する規制・指導を充実し、汚染物質の排出低減を図ります。また、地球温暖化防止に寄与する様々な取組みを進めていくために、区民や事業者(特に中小事業者)の省エネ行動を広く支援・促進し、二酸化炭素排出量の削減を目指します。
施策を構成する計画事業と内部評価
公害の監視・規制・指導の充実 B 地球温暖化対策の推進 B
施策の内部評価: B 「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
総合評価をBとした理由は、区民の環境問題への意識が向上していることや、大気中のダイオキシンや浮遊粒子物質が環境基準を達成していること、区民・事業者等との協働による家庭・事業所における省エネの取組みが着実に広まっていることです。 サービスの負担と担い手 この施策における公害の監視・規制・指導や地球温暖化対策の推進は、法により定められており、区が責任をもって実施する必要があります。 適切な目標設定 環境基準を達成することや苦情処理の満足度を上げることは、安全で快適な区民生活に必要であり、目標設定は適切です。 効果的・効率的な視点 大気質等の測定方法の工夫や、規制・指導におけるデータ管理の効率化、区民・事業者等との協働による地球温暖化対策事業の実施により、効果的・効率的に施策を推進しています。 目的の達成度 調査結果に基づく広域的・継続的な取組み等により、区測定局における窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子物質は環境基準を100%達成し、苦情処理に係る満足度は、目標の80%に対して60%と18年度より向上しました。
施策の今後の取組み・改革の方針
自動車騒音・振動測定については、委託化により効率化を図る予定です。また、臭気調査については排出水の調査を可能にするよう委託契約し、より多様な原因に対する調査を可能にしていきます。 地球温暖化対策については、「みどりのカーテン」の普及等を実施するとともに、区自らも率先して庁舎・公園等への太陽光・風力発電設備の設置等に取り組んでいきます。また、区外の森林を保全することにより区内の二酸化炭素排出量を削減するカーボンオフセットの仕組みづくり等、独自の取組みも進めていきます。 この施策は、新宿区総合計画の基本施策「-1- 地球温暖化対策の推進」に引き継いで取り組んでいきます。

内部評価実施結果の概要: 本文34ページ掲載施策

施策36: 資源循環型社会の形成 (報告書184ページ)

所管部(局)名: 環境清掃部
施策の目的
環境への負荷が少なく、限りある資源を有効利用できる資源循環を基調とした社会を築くことを目的とします。
施策を構成する計画事業と内部評価
<u>ごみの発生抑制に向けた普及啓発 B</u> <u>資源回収の推進 B</u>
施策の内部評価: B 「計画どおり」または「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの
<p>総合評価をBとした理由は資源化率では達成度93.5%、集団回収への参加率では達成度81.8%とほぼ目標を達成することができたからです。</p> <p>サービスの負担と担い手(協働の視点)「行政の関与」 この施策におけるサービスのうち、普及啓発は廃棄物処理法等の規定により税負担により賄われるもので、行政が担うものです。資源回収も容器包装リサイクル法の規定等により行政が担いますが、資源循環型社会の形成のためには、行政、区民、事業者が協働し責任と役割を果たしていく必要があります。</p> <p>適切な目標設定「妥当性」 目標設定は、資源化率が循環型生活の浸透度を測る標準的な指標であること、環境学習実施回数が将来の資源循環型社会の形成の担い手である小学生等に向けた普及啓発の実績であること、集団回収への参加率が区民の自主的なリサイクルの取組みの具体的な数値であるとの理由により、区民ニーズを踏まえたものでほぼ適切です。</p> <p>効果的・効率的な視点「効率性」 この施策の中心事業である資源の回収については、主に委託又は区民による集団資源回収により実施しているため費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。</p> <p>目的の達成度「達成度」 新分別や3Rについて、広報紙、パンフレット等により普及啓発を実施しました。また、ごみ分別方法の変更にあたり容器包装プラスチックの資源回収の方針を決定し、モデル実施しました。個別の啓発活動等により集団回収の参加団体数、回収量は着実に増加しています。資源循環型社会の形成に向けた取組みができたと考えます。</p>
施策の今後の取組み・改革の方針
<p>20年度は、容器包装プラスチックの資源回収の区全域実施及びそれに伴う普及啓発活動や回収拠点の増設などにより3R推進のため積極的に取り組んでいきます。また、実現可能な3Rの具体策を検討・実施するため、区民・事業者・区の3者を構成員とする新宿区3R推進協議会を設立します。</p> <p>環境に対する意識や行動の変革をもたらすための効果的、効率的な普及啓発策を検討していきます。資源化率を向上させるための具体的な方策について検討を実施していきます。</p> <p>なお、この施策は新宿区総合計画の基本施策「 - 1 - 資源循環型社会の構築」に引き継いで取り組んでいきます。</p>